回答票

【1】 新型コロナウイルス感染症対策

1． ワクチン接種について、3回目の接種を前倒しで迅速に行う。高齢者・障害者・基礎疾患のある方、医療従事者などを優先する。インターネットによる接種予約が困難な高齢者などへのサポートを充実する。

回答№1.【担当課：保健予防課】

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては，感染の波を抑えるためにも，３回目の接種となる追加接種の早期完了が重要であることから，２回目接種日から６か月経過後に接種できる体制を整備しました。

医療従事者及び高齢者の方につきましては，概ね追加接種が完了しております。また，基礎疾患を有する方についても，接種券の早期発行申請を受け付ける等，優先して接種ができるよう対応してまいりました。

接種予約方法については，コールセンターの回線数を最大 90 回線に拡張したほか，インターネット予約のサポート窓口の開設，郵送申請による予約受付の開始等，インターネットによる予約が困難な市民に対して幅広く対応しております。

2．検査体制の拡充について

① 水戸市が無料検査事業を実施する。無症状者を対象に「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、大規模・頻回・無料の PCR 検査を実施する。

回答№2.【担当課：保健予防課】

検査につきましては，感染状況に応じて効果が異なってくるものと考えております。そのため，全国的に感染が広がっている第６波のオミクロン株禍では，陽性者を早期に発見し，隔離して感染拡大を防ぐという本来の検査効果が期待できない状況となっていることから，無症状者を対象者とした検査につきましては，現在のところ実施する予定はございません。今後も引き続き，検査につきましては，感染状況や検査効果を考慮しながら，対応してまいります。

② 一部のドラッグストアで実施中の無料PCR・抗原検査を2月以降も継続し、実施箇所と検査キットを増やす。土・日・祝日も実施する。

回答№3.【担当課：保健予防課】

茨城県の事業として一部のドラッグストアで実施していた無料ＰＣＲ・抗原検査につきましては，感染状況や検査キットの不足などにより，一時中断しておりましたが，３月６日（日）より再開しております。本市単独での実施につきましては，現在のところ考えてはおりませんが，茨城県と情報共有しながら，必要に応じた対応をしてまいります。

③ 福祉施設や医療機関、学校などの従事者は、定期的な集団検査を実施する。

回答№4.【担当課：保健予防課】

福祉施設等の従事者への定期的な集団検査は，これまで茨城県が主体となって広域的に実施しておりましたが，２月 10 日をもって終了しております。本市単独での実施につきましては，現在のところ考えてはおりませんので，茨城県と情報共有し，必要に応じた対応をしてまいります。

④ 部活動の大会等の参加者の検査が自己負担となっており、無料に改善する。

回答№5.【担当課：教育研究課】

本市の中学校体育連盟主催の大会等におきまして，ＰＣＲ検査等を要件に大会を開催したことはございません。

3．医療・保健所体制の拡充について

① コロナ陽性者は自宅療養ではなく入院もしくは宿泊療養とするため、十分な病床及び療養施設を確保し、ただちに経口抗ウイルス薬を投与する。

回答№6.【担当課：保健予防課】

陽性者の療養先となる病院や宿泊施設につきましては，茨城県が中心となって確保に努めているところであり，現在のところ必要となる病床数等は確保されていると思われます。引き続き，病院，宿泊施設が十分に確保されるよう，茨城県と情報共有しながら対応に努めてまいります。

また，経口抗ウイルス薬の投与につきましては，治療薬の流通状況や投与のタイミングが患者のウイルス量等に影響されることから，診療・検査医療機関等と連携し，対応してまいります。

② 発熱外来を実施している医療機関への市独自補助を実施する。

回答№7.【担当課：保健総務課】

発熱外来を実施している診療・検査医療機関に対しては，国の支援策として，新型コロナウイルス感染症に対応するための設備投資費に係る補助を始め，労災給付の上乗せに係る補助，医療用物資の無償配布などが既に設けられております。

また，令和４年度診療報酬改定においては，当面，継続的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への対応として，診療等における特例的な措置を引き続き実施することとされております。

市独自補助の実施につきましては，上記を踏まえた医療機関の経営状況や国の支援策の動向を注視しながら，検討してまいります。

③ コロナ後遺症専門の診察ができる医療機関を確保する。

回答№8.【担当課：保健総務課】

新型コロナウイルス感染症の後遺症については，呼吸苦や倦怠感のほか，味覚・嗅覚障害など，様々な症状が報告されておりますが，未だ不明なことも多く，国内外の専門機関などで研究が進められているところです。

現在，新型コロナウイルス感染症による後遺障害については，主に県知事が指定する感染症指定医療機関（第１種感染症指定医療機関１か所，第２種感染症指定医療機関 13 か所：令和２年 10 月現在）が対応しており，本市では，県の感染症相談窓口を案内するほか，保健所において，必要に応じてこれらの医療機関を案内するなどの対応を行っているところでございます。

引き続き，後遺障害に係る研究の進捗状況や国の動向等に注視しながら，患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。

④ 水戸市保健所は応援派遣にとどまらず、恒常的に職員を増やし体制を強化する。

回答№9.【担当課：行政経営課】

感染症対策業務を担当する保健所保健予防課につきましては，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため，令和３年度に新たに感染症対策係及びワクチン接種事務を担う新型コロナワクチン事業室を設置し，増員を行っております。あわせて，全庁的な応援体制を整備し，新規陽性者数の増加に応じて他部署から応援職員を派遣することにより，円滑な執行体制の確保に努めているところであります。

令和４年度におきましても，感染症対策に従事する恒常的な職員として，保健予防課の正職員及び会計年度任用職員の増員を行い，更なる体制強化を図ってまいります。

4. 生活・営業の支援について

① 感染拡大でふたたび減収が見込まれる飲食店や関連事業者への補償や支援を早急に具体化する。

回答№10.【担当課：商工課】

本市におきましては，コロナ禍における経済対策として，これまで総額約 23 億円の緊急対策予算を措置するなど，地域経済の回復に向け，切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。

これまでの取組といたしましては，サービス産業に特化した本市の都市特性を踏まえ，飲食店のほか，宿泊などの観光関連事業者や，交通事業者への支援策を講じるとともに，売上の減少がありながら，国の持続化給付金を受けられない事業者や，休業協力店舗等への支援策など，事業者の事業継続を下支えする支援を行ってまいりました。

さらに，本市の経済活性化に欠かせない観光関連産業のコロナ禍による売上の落ち込みが著しい状況を踏まえ，飲食，宿泊，交通事業者への支援を令和４年２月から開始したところであります。

引き続き，感染状況の変化を踏まえながら，追加の経済対策についても検討し，市内事業者の下支えと地域経済の回復の後押しに注力してまいります。

② 関連事業者支援一時金について、1月末までの申請期間をさらに延長し、申請書類の軽減、電話相談窓口の拡充、対象事業者の拡充を県に求める。

回答№11.【担当課：商工課】

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金につきましては，当初，申請期限を令和３年 12 月

28 日までとしておりましたが，事業者の皆様から意見を踏まえ，令和４年１月 31 日に延長した経緯があり，その期限をもって受付を終了しているところであります。

本市といたしましては，引き続き，県の動向を注視しながら，各種支援制度の活用促進が図られるよう，迅速，丁寧な情報発信に努めてまいります。

③ 緊急小口、総合支援資金の特例貸付の申請受付を延長する。緊急小口資金などの返済が 2022 年 12 月から始まるが、返済を免除するよう国に求める。

回答№12.【担当課：福祉総務課】

国におきましては，新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ，引き続き厳しい経済状況にあることから，緊急小口資金と総合支援資金の特例措置の申請期限を令和４年６月末まで延長するとともに，返済の据置期間を令和４年 12 月末までに延長しております。

さらに，国においては緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付は，令和４年度において，対象者の令和３年度又は令和４年度のいずれかにおける住民税が非課税となっている場合に償還を免除するなどの要件を整えております。

今後とも，国の方針に沿って，適切かつ迅速に対応してまいります。

④ 生活困窮者支援給付金を早期に支給する。非課税世帯に限らず、非正規労働者などを含め対象を拡大するよう国に求める。

回答№13.【担当課：福祉総務課】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては，国の事業として，新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で，様々な困難に直面した方々に対し，速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から，住民税（均等割）非課税世帯等に対して，１世帯あたり 10 万円を支給するものです。

非課税世帯に対する給付金は，基準日である令和３年 12 月 10 日時点で世帯の全員が令和３年度住民税非課税であることが原則であります。また，非課税世帯のみだけでなく，一定の収入があり住民税（均等割）が課税されている世帯であっても，新型コロナウイルス感染症の影響を受けて，家計が急変し，直近の収入減少により住民税（均等割）が非課税相当と見なされる場合にも支給の対象となります。

これらの給付金事業を速やかに進めるために，本市では，令和４年１月中旬に市民税非課税世帯等臨時特別給付金室を設け，鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも，制度の周知を図りながら，適切かつ迅速に対応してまいります。

⑤ 水戸市事業継続特別対策支援金は昨年 10 月以降の売り上げ減も支給対象とする。

回答№14.【担当課：商工課】

事業継続特別対策支援金（第２次）につきましては，令和３年７月から９月までのうち，前年又は前々年の同月比で売上が 50％以上減少した月がある事業者を対象に，支援金を給付するものでござい

まして，令和４年１月 31 日をもって受付を終了しております。

更なる経済対策といたしまして，本市の経済活性化に欠かせない観光関連産業のコロナ禍による売上の落ち込みが著しい状況を踏まえ，飲食，宿泊，交通事業者への支援を令和４年２月から開始したところであります。

引き続き，感染状況の変化を踏まえながら，追加の経済対策についても検討し，市内事業者の下支えと地域経済の回復の後押しに注力してまいります。

⑥ 国保税・介護保険の特例減免の延長を国に求めるとともに、市独自でも減免すること。

回答№15.【担当課：国保年金課，介護保険課】

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方の生活を支援するため，国の基準に基づき，納付負担の軽減を実施しているところです。減免の延長につきましては，今後の国の制度設計に合わせて対応してまいります。

また，これらの減免につきましては，国の基準に基づき，令和４年３月 31 日を申請期限としております。申請期限の延長及び令和４年度への減免の延長につきましては，今後の国の制度設計に合わせて，対応してまいります。

⑦ 水道料金の値上げを撤回し減額免除を実施する。

回答№16.【担当課：水道総務課】

水道事業は，料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ，経営環境の変化に適切に対応し，将来にわたって安定的に事業を継続するため，老朽化した水道施設の更新事業や災害時に備えた耐震化事業等を推進する財源として，令和元年 12 月議会におきまして水道料金改定の議決をいただいたところです。

水道事業における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては，新型コロナウイルス感染症にり患した方や感染症の影響により経済的な損失を受けた市民・事業者等に対し，令和４年３月 31 日までの期間において水道料金の納付猶予を実施しているところです。

水道料金の減免等の実施につきましては，減収となる見合いの財源が別途必要となることから，他の施策との有効性の比較や費用対効果等を踏まえ，見送る判断をしたものです。

今後とも適正な料金水準としていくため，さらなる経営健全化に努めるとともに，経営状況の把握や定期的な検証を行い，信頼される事業運営に努めてまいります。

⑧ 令和 2 年度分の市税及び公共料金のコロナ特例による徴収猶予分は減額・免除する。コロナによる生活困窮が継続しており、市独自に減額・免除を実施する。

回答№17.【担当課：収税課，財政課】

市税の徴収猶予につきましては，令和２年度に実施していた特例的な猶予は終了しましたが，現在も既存の猶予制度を活用し，納税者の実態に即した柔軟な対応に努めております。

また，減額・免除につきましては，国の方針に基づき，事業収入が減少した中小事業者等を対象に，令和３年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置を実施しております。市独自の対応につきましては，社会経済情勢を勘案しながら，検討してまいります。（収税課）

公共料金の支払猶予につきましては，市独自の取組として実施しており，申請期限を令和４年３月31 日まで延長しております。減額・免除につきましては，社会経済情勢を勘案しながら，検討してまいります。（財政課）

⑨ コロナ禍を理由とした派遣切り、雇い止め、リストラをやめさせる。経済団体・市内企業に雇用の維持を要請する。若者の就労相談窓口を市役所に設置する。

回答№18.【担当課：商工課】

若年者の就労相談につきましては，ハローワークにおいて新卒者専門の相談窓口「新卒応援ハローワーク」が設けられているとともに，県におきましては，新型コロナウイルス感染症に起因する雇止めや内定取消者等を対象に，就職相談や職業紹介等の支援を行っております。

本市といたしましては，国や県などの関係機関と連携しながら，求職者等に対し，相談窓口の積極的な周知を図るとともに，雇用の維持が図られるよう，引き続き，事業者の事業継続への支援をはじめ，地元消費の拡大を促進する取組等を進めることにより，地域経済の回復に努めてまいります。

⑩ コロナ禍による米価下落に対する補てんを実施し農家を支援する。

回答№19.【担当課：農政課】

コロナ禍にける米価下落については，令和２年産・３年産と主食用米価の下落が続く中，稲作経営体の令和４年作に向けた生産意欲喚起のための支援金について，令和４年度予算に盛り込んでおります。

【2】子育て・教育

1．小中学校全学年の1クラス35人以下の少人数学級を実現する。教室での密を避け、コロナ禍でストレスを抱える児童・生徒に丁寧に寄り添う教育を実施する。児童・生徒数の多い学校のクラス増、教員増を市独自に実現する。

回答№20.【担当課：学校管理課】

学級編制につきましては，国において，公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され，令和３年度から小学校全学年で学級編制の標準を段階的に 35 人に引き下げる

こととしており，令和４年度におきましては，小学校第１学年から第３学年について，35 人学級となる予定でございます。

本市におきましては，茨城県の少人数教育充実プラン推進事業により，小学校第４学年から第６学年及び中学校全学年につきましても，学級の増設や非常勤講師の配置により，複数の教員で学習指導や生活指導などきめ細かな対応を行っております。

今後におきましても，国・県の動向を注視しながら，令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に努めてまいります。

2．感染拡大に伴う学級閉鎖、休校について保健所との連携の上、慎重に判断すること。オンライン学習となる場合の学習や生活の保障を具体化すること。

回答№21.【担当課：学校管理課，学校保健給食課，教育研究課】

陽性者が判明した際の学級閉鎖，休校等の対応につきましては，国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき，市保健所と協議しながら，感染状況に応じた感染防止策を徹底した上で，学校活動への影響が最小限となるよう，慎重に判断しております。(学校管理課，学校保健給食課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，学級閉鎖や学年閉鎖，学校の臨時休業・分散登校を実施する場合には,学校に登校できない児童生徒の学習保障として,オンライン授業を実施しております。

オンライン授業の実施に当たりましては，児童生徒の健康面に十分に配慮しながら，学習に遅れが生じないよう，各学校において授業計画を作成し，時間割に沿って，規則正しい生活リズムで実施するものとしております。(教育研究課)

3．タブレット学習のメリット･デメリットを検証すること。子どもたちの心身の健康への影響を考慮し、安心安全な活用法および使用指針を確立すること。

回答№22.【担当課：教育研究課】

児童生徒１人１台端末を活用した学習のメリットにつきましては，児童生徒が疑問に思ったことなどをインターネットで瞬時に調べることができること，発表資料を作成する際に，図画や写真等を取り入れるなど，これまでのように紙に書く方法では表現することが難しかったアイディアを表現できることなどがございます。また，大型提示装置と組み合わせることで，クラス全体で容易に意見を共有することができ，挙手しなくても自分の意見を発表することができるため，これまで，発表には消極的だった児童生徒についても，積極的に発表することができるようになるなど，本市の目指す協働的な学びの実現に大きく寄与するものとなっております。さらに，新型コロナウイルス感染症対策として実施する学級閉鎖や学年閉鎖，学校の臨時休業・分散登校の際には，端末を活用したオンライン授業により，登校できない児童生徒の学習を保障することができるようになりました。

一方，端末を活用した学習のデメリットにつきましては，端末の画面を長時間見続けることによる身体への影響等が懸念されますので，児童生徒が安心して安全に端末を使用することができるよう，端末の使い方のきまりやリーフレット等を作成するとともに，情報モラルの啓発に努めております。

今後，端末のさらなる効果的な活用に向け，継続的な検証を行ってまいります。

4．新型コロナ等の影響で中止となった学校行事の代替については、児童生徒の意見を十分取り入れ、思い出に残る体験学習を実施すること。

回答№23.【担当課：教育研究課】

令和３年度につきましては，新型コロナウイルス感染症対策のため，多くの行事を延期，又は中止といたしました。しかしながら，各学校において，新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮した上で，児童生徒，保護者，教職員等の意見を踏まえながら，児童生徒の思い出に残る代替行事を検討してまいります。

5．就学援助の適用について、新型コロナウイルスの影響を含めて、直近の収入減に応じて速やかに認定することとし、保護者に広く周知する。

回答№24.【担当課：学校管理課】

準要保護者の認定に当たっては，これまでも収入基準を超える世帯につきましては，生活実態における特別な事情について，学校長の意見や保護者に対する追加調査の結果などを踏まえ，経済的に困窮しているかどうかを総合的に判断しており，新型コロナウイルス感染症の影響等により世帯の収入が減少し，家計が急変した場合にも対応しております。

周知につきましても，本市ホームページや学校を通じて全児童生徒に配布する就学援助の案内に，新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した状況を加味して審査する旨を記載しております。

また，各学校においても，児童生徒の家庭の生活状況を把握するほか，日頃から被服や所持品等に注意を払い，支援が必要と思われる家庭につきましては，その都度，就学援助を案内し，必要な時期に必要な援助を受けられるよう努めております。

今後とも引き続き，学校との連携を図りながら，制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

6．「子ども電話相談室」を設置し、どんな相談にも丁寧に対応すること。

回答№25.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，総合教育研究所内の「教育相談室」において，電話相談窓口（月曜日から金曜日は午前９時から午後８時，土曜日は午前９時から午後５時）を設置し，児童生徒の悩みや不安に寄り添った相談事業に努めております。

また，相談内容によって来所による定期相談を実施するなど，児童生徒に寄り添った教育相談を継続しております。今後ともこれらの教育相談窓口について，定期的に周知し，児童生徒が安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。

7．　児童虐待や DV の相談窓口と体制を拡充し機敏な対応をはかること。

回答№26.【担当課：子ども課】

子ども課内に設置した子ども家庭総合支援拠点及び配偶者暴力相談支援センターの体制強化を図り，令和２年４月からは係長１名，ケースワーカー４名，家庭児童相談員２名，心理担当支援員２名，女性相談員２名により，児童の養育・虐待に関する相談や女性相談・ＤＶ相談などへの対応を一体的に行っているところであります。

引き続き，児童相談所や茨城県警察，医師会，民間支援団体など幅広い関係機関・団体により構成される「水戸市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会」のネットワークを活用し，児童虐待やＤＶに関する様々な問題への対応を図るとともに，令和４年度から創設するこども部において，児童虐待及びＤＶ防止対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

8．　子ども医療費助成･マル福制度を拡充し､完全無料化を実施する。

回答№27.【担当課：国保年金課】

子ども医療費助成（マル福）制度につきましては，県補助事業に加え，令和２年 10 月から市単独事業として高校生相当の外来まで所得制限を設けず拡充したことにより，高校生相当までのすべての子どもが，入院・外来の区別なく医療費助成を享受でき，安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進してまいりました。医療費の完全無料化につきましては，国・県等の動向を注視してまいりたいと考えております。

9．　保育所を増設し待機児童を解消する｡小規模保育施設は 3 歳以降の保育が保障されず､保育環境も不十分であり､認可保育所を更に増設する。

回答№28.【担当課：幼児教育課】

待機児童の解消につきましては，令和４年４月１日に，小規模保育施設２施設を保育所に移行するとともに,市立幼稚園２園を,３歳から受け入れることができる幼稚園型認定こども園とすることで,受け皿を確保いたします。

小規模保育施設につきましては，面積及び職員配置等について，認可保育所同様の基準であり，保育環境は整っております。

また，３歳以降の受け入れ先として，連携施設を設けることを認可の条件としておりますが，施設を卒園し，連携施設外の保育所等への転所（園）を希望する児童が年々増加していることから，３歳以降の受け皿の拡充を図ってまいります。

10. 市立保育所の民間委託は行わず保育体制や内容を拡充する。「市立保育所等における民間活力活用の検討」は中止する。

回答№29.【担当課：幼児教育課】

保育所運営の民間活力活用につきましては,「行財政改革プラン２０１６」において，市立保育所を民間活力活用の検討を図る施設として位置付けており，現在，他市の導入事例等について研究を進めているところです。

本市には，社会福祉法人などが運営する民間保育所は 47 か所ありますが，日曜・祝日の保育や市立保育所より長時間の延長保育を行っている施設がその大半を占め，それぞれが特色のある保育を提供し，保護者の多様なニーズに対応しております。保育所は，民間のノウハウを生かした運営を行うことで，保護者の様々なニーズに十分に応えることができる施設であると考えております。

一方で，保育所の民間活力活用に当たっては，現在任用している保育士の処遇にも，十分に配慮するとともに，子どもの人口が減少傾向にある中，将来的な保育ニーズの状況を精査しながら，民間保育所の適正な運営が堅持できることをしっかり考慮することが重要であります。

そのため，令和４年度からの「水戸市第６次総合計画２か年実施計画」に，新規事業として，市立保育所の民間活力活用の検討を明確に位置付け，保育所運営の民間活力活用の可能性を，様々な視点から検討してまいります。

11. 市立保育所の「緊急安全対策」の予算年 1000 万円は大幅に増額し、老朽化した保育所の改修・改善を早急に行う。

回答№30.【担当課：幼児教育課】

市立保育所の老朽化対策につきましては，令和４年度からの「水戸市第６次総合計画２か年実施計画」に，幼児教育・保育施設の緊急安全対策の推進を位置付け，優先度の高い箇所から順次，改修や修繕を行っていくこととしております。子どもたちが安全に安心して過ごすことができるよう，早期の改修・修繕に努めてまいります。

12. 市立幼稚園の廃止計画を中止し、地域に密着した幼児教育の場として充実させ存続すること。3 歳児の受け入れや保育時間の延長など拡充する。市立幼稚園の民間委託は行わない。

回答№31.【担当課：幼児教育課】

令和２年２月に策定した「水戸市立幼稚園の再編方針」に基づき，子どもたちの集団保育による学びの観点や，人的・物的資源を効果的に活用し，保育ニーズの動向を踏まえた認定こども園への移行など市立幼稚園の再編を進めております。

令和４年度は，新たに，保育の必要な児童も受け入れることができる幼稚園型認定こども園を２園開設するとともに，２園において３歳児から受け入れる３年保育を開始するなど，保護者のニーズ等を踏まえ，保育サービスの拡充を図るとともに，より質の高い幼児教育・保育の提供に努めているところです。

今後は，令和４年度からの幼稚園型認定こども園への移行や，３年保育の実施，廃園に伴う保護者ニーズの動向等についても検証する必要がありますので，引き続き，その動向を注視し，方向性について判断してまいります。

13. 市内認可外保育施設（ベビーホテル）で乳児の死亡事故が２件発生した。中核市の水戸市に監督権限があり、事故の原因究明とともに、再発防止のため厳正な指導監督を実施すること。

回答№32.【担当課：福祉指導課，子ども課】

本市は，令和２年４月に中核市へと移行し，認可外保育施設に関する事務については，定期的な立入調査とその結果を受けての改善指導等については福祉指導課が，開設届等の受理や定期の報告徴取等については子ども課が，それぞれ所管しております。

利用する乳幼児の安全確保のため，国の通知等に沿って，認可外保育施設に対する指導監督の徹底に努めてまいります。

14. ３歳以上の保育料無料化に加え主食費・副食費も無料にする。3 歳未満児の保育料も無料にする。

回答№33.【担当課：幼児教育課】

令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い，これまで保育料に含まれていた「副食費」は，無償化の対象外となり，実費による徴収が基本と国から示されております。公立保育所におきましては，国が目安とする月額 4,500 円を徴収しており，民間保育所におきましても，国の月額 4,500 円を目安に副食費を園独自で設定し，徴収しております。

なお，低所得者等につきましては，副食費について免除となっておりますが，今後とも質の担保された給食を提供するため，食材料費としての，実費を徴収することといたします。

また，３歳未満児の保育料無料化につきまして，本市におきましては，幼児教育・保育の無償化以前から，住民税非課税世帯の３歳未満児の無償化を実施しております。さらに，無償化に合わせて，全ての３歳未満児について保育料の引き下げを実施したところです。全ての３歳未満児の無償化は，応能負担の原則から実施予定はございません。

15. 学校給食について

① 給食費を無料化する。児童手当から学校給食費を徴収しない。

回答№34.【担当課：学校保健給食課】

学校給食に係る費用負担につきましては，学校給食法では，設置者が施設設備整備費，修繕費，人件費を負担することと定められておりますが，本市におきましては，光熱水費につきましても公費負担としており，保護者には食材料費のみを負担していただいております。

給食費の無償化につきましては，多額の財政負担を伴うため，実施は困難な状況ですが，平成 30 年度から，農業の振興と地産地消，食育の推進を図ることを目的とした「学校給食における地場農産物の活用促進事業」を実施しており，この事業におきまして，学校給食における水戸市内で生産された

農産物の食材料費の一部を負担し，水戸市ならではの特色ある献立「ＭＩＴＯごはん」を提供しております。あわせて，令和４年度新規事業として，保護者の負担を抑制しつつ，物価の上昇に対応し，魅力ある学校給食を提供するため，緊急的な措置として食材料費の一部を負担する「子育て応援学校給食支援事業」を実施してまいります。

今後については，これらの予算も活用し，水戸の未来をリードする児童生徒の健やかな成長と魅力ある学校給食の提供を努め，学校給食を通した食育の推進につなげてまいります。

また，学校給食費に未納がある場合には，公平性の観点から，児童手当法第 21 条第１項の規定に基づき，保護者からの申出による児童手当からの徴収を実施しております。

保護者への通知には，万が一，給食費の納め忘れなどによる未納が生じた場合，児童手当から納入いただくことができるものであることを明記しております。

さらに，経済的な理由により支払いが困難な児童，生徒の保護者に対しましては，就学援助制度等についても周知しております。

今後とも，学校給食の意義・役割などを保護者に十分に周知するとともに，未納や経済的理由により支払いが困難となった場合には，児童手当からの申出徴収制度や就学援助制度の一層の活用を進めてまいります。

② 調理業務の民間委託をやめ、市が責任をもって各校の自校調理を継続維持する。

回答№35.【担当課：学校保健給食課】

学校給食調理業務の民間委託につきましては，民間活力活用のもと，市民サービスの維持向上及び経費の縮減が見込まれることから，単独調理校におきましては，平成 26 年度から順次導入しております。導入に当たり，献立作成及び食材の調達につきましては，引き続き本市が直接行うとともに，委託後は，調理等業務の円滑な移行及び適切な運営についての検証会を実施し，本市が運営していたときと同様に，安全で安心な学校給食を提供していることを確認しております。

今後とも引き続き，適切な運営が図られるよう検証を重ねながら，年次計画により，調理等業務の民間委託を進めてまいります。

③ 給食室の空調整備を早急に進め、労働環境を改善する。

回答№36.【担当課：学校保健給食課】

給食室の空調整備につきましては，令和３年度に７校において整備をいたしました。

今後につきましては，現在，長寿命化改良工事の設計に着手している石川小学校を除くすべての単独調理校において，令和４年度に整備を進めてまいります。

④ ソフト麺の提供回数を増やす。

回答№37.【担当課：学校保健給食課】

ソフトめんの提供回数につきましては，本市が提供を受けていたソフトめん製造業者の廃業に伴い，他市町村に提供している業者が，新たに本市へ提供できないか，茨城県学校給食会と協議を行ったところ，本市分を製造する余力は少ないが，各学校においては年１回のみであれば，提供できるとの回答を得たため，現在，学校給食において各校年１回提供しております。

このような状況により，現在のところ，これ以上の提供は困難でございますので，御理解をお願いいたます。

⑤ コロナ等で休校となった場合の業者への損失補填を確実にし、製パン業者などの営業をまもる。

回答№38.【担当課：学校保健給食課】

令和２年３月における学校の一斉臨時休業に際しましては，国の学校臨時休業対策費補助金を活用し，影響を受けた主食業者を含めた食材納入業者に対し，補助金を交付いたしました。

令和３年８月から９月にかけて県からの要請による学校の臨時休業に際しましては，上記のような国の補助事業がありませんでしたが，学校給食における影響が大きい主食業者を対象として，地方創生臨時交付金を活用し，独自の支援事業を実施しているところです。

16．放課後学級の拡充について

① 放課後学級は教室より密な環境のうえ、支援員は消毒等の作業に追われており、コロナ対策として支援員を増員すること。

回答№39.【担当課：放課後児童課】

児童の密集を避けるため，学校の協力のもと，利用児童の多い時間帯については，学校の余裕教室を活用するなどの対応をしているところです。

また，支援員におかれましては，新型コロナウイルス感染症の感染防止のため，日頃から，こまめな消毒など感染症対策に努めていただいているところです。コロナ対応により支援員の負担は大きくなることから，訪問指導員の定期的な訪問による指導・助言により，きめ細かく対応するなど，支援員のサポート体制を充実することで，支援員の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

② 放課後学級の民間委託をやめ、直営で責任を持って行うこと。

回答№40.【担当課：放課後児童課】

民間委託につきましては，支援員が確保できず最も多くの待機児童が発生していた梅が丘小学校において，令和元年度に民間活力活用モデル事業を実施いたしました。その結果，６年生までの全ての対象児童の受入れが可能となり，同校の待機児童が解消するとともに，放課後子ども教室につきましても，一体的に委託したことで事業内容の充実が図られました。

このモデル事業の成果を踏まえ，保護者，本市ＰＴＡ連絡協議会役員，学識経験者等を集め，御意見を伺いましたところ，事業の安定的な運営に向けて民間委託が有効であるとの御報告をいただきましたことから，民間委託を段階的に推進し，令和３年度に全校を民間委託としたところであります。

今後におきましても，民間活力の活用により待機児童ゼロの継続を図るとともに，保護者のニーズに応じたサービスを提供し，放課後等における児童の健全育成を一層推進してまいります。

③ 委託会社によって違う支援員の待遇や指導内容の格差を改善すること。

回答№41.【担当課：放課後児童課】

支援員及び業務内容につきましては，業務委託仕様書において「業務従事者の処遇については，本市の報酬額を下回らないようにする等配慮すること」としております。

また，各事業者の実施する特色ある取組につきましては，毎月，情報共有の場を設け，各地区ごとに提供される市民サービスの平準化を図り，全ての児童が多様な体験・活動ができるよう取り組んでおります。

④ 市が各学級の運営および子どもひとりひとりの状況をきちんと把握し対応すること。

回答№42.【担当課：放課後児童課】

運営及び子どもの状況につきまして，業務委託仕様書に定める計画書や報告書，訪問指導員の訪問等により，定期的に確認を行うとともに，事故等，緊急の案件については随時対応することとしております。今後も，事業者と連携し，全ての児童が安全・安心に過ごせるよう努めてまいります。

⑤ 開設時間を全校で午後７時まで延長する。

回答№43.【担当課：放課後児童課】

開設時間につきましては，これまで段階的に午後６時 30 分まで延長する学校を増やしてまいりましたが，令和３年度からは全校で土曜日以外の終了時刻を午後６時 30 分までといたしました。

また，開設時間の更なる延長については，午後６時 30 分まで延長した効果や保護者のニーズ等を注視し，検討してまいります。

⑥ 施設の老朽化対策、改修および修繕を速やかに行い、すべての学級を専用施設とすること。

回答№44.【担当課：放課後児童課】

本市におきましては，余裕教室の活用を基本とし，不足する場合は専用棟を建設するなどの対応を行い，全ての学校で受け入れ態勢を完成させております。

施設の修繕等につきましては，報告や法定点検の結果等に基づき，緊急性の高いものから順次改修及び修繕を進めてまいります。

17. 民間学童クラブへの支援について

① 民間学童クラブでは、コロナ禍で支援員の過重勤務や、自粛による経営悪化に見舞われている。
消毒液などの確保に対する追加支援、休校時の長時間保育への加算、指導員確保など継続的に
支援する。補助増額で支援員の勤務体制や経営基盤を支えること。

回答№45.【担当課：放課後児童課】

感染拡大防止のための物品の購入や，休校時等のかかり増し経費につきましては，令和元年度から放課後児童健全育成事業の補助において支援を行っております。さらに，令和３年度からは「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施し，引き続き，民間学童クラブの支援に努めてまいります。

② 指導員の待遇改善のため賃金補助の拡充、家賃負担の軽減および民間施設の紹介、公共施設の有償提供など継続使用できる施設確保に対する支援を行う。

回答№46.【担当課：放課後児童課】

設備･運営等の基準を満たす民間学童クラブに対しましては,「水戸市子ども･子育て支援事業計画」に基づき，運営費を補助しております。平成 27 年度からは，家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員の賃金改善に係る費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善事業」を，平成 30 年度からは，支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善に必要な費用の一部を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しているところです。令和３年度から新たに実施する「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」とあわせ，今後とも，民間学童クラブの放課後児童支援員の処遇改善につながるよう努めてまいります。

家賃負担の軽減につきましては，放課後児童健全育成事業の補助には，施設利用料として家賃負担分も含まれております。今後におきましても，学童クラブの安定的かつ継続的な運営に向け，必要な支援が行えるよう，引き続き，国に対し働きかけてまいります。

③ ひとり親家庭･低所得家庭への保育料の減免措置を実施する。

回答№47.【担当課：放課後児童課】

就労等により，保護者が昼間家庭にいない全ての児童に対し，適切な遊び及び生活の場を提供するため，民間学童クラブの保護者負担金の軽減につきましては，引き続き検討してまいります。

18. 教職員の長時間労働を改善する。変形労働時間制は採用しない。本市の全教員の約 3 割が、過労死ラインである月 80 時間以上の時間外勤務をしている。特に中学校の部活動が時間外勤務の大きな要因となっている。教員の増員、受け持ち時間の削減、時間外勤務の上限目標の設定、部活動の改善と部活動指導員の全校配置、研修の見直し、多忙化の解消など、長時間労働を是正する。

回答№48.【担当課：学校管理課】

教職員の勤務時間の縮減は喫緊の課題であり，働き方の改善を図る必要があることから，これまで学校給食会計の公会計化や校務支援システムの導入など，事務処理の負担軽減を図るとともに，令和２年３月には,「水戸市立学校管理規則」を一部改正し，教職員の時間外勤務の上限を規定したところでございます。

また，教員の長時間勤務の大きな要因である部活動につきましても，「水戸市部活動の活動方針」に基づき，朝練習の禁止や休養日の設定などをするとともに，地域人材を活用した部活動指導員の拡充を図っております。

今後におきましても，令和２年度に策定いたしました「水戸市教職員の働き方改革基本方針」に基づいた取組を進め，教職員の多忙化の解消や長時間勤務の是正に努めてまいります。

19. 中学校運動部活動への外部指導者の実施にあたって、生徒や保護者の意見が反映できるよう説明会やアンケートを丁寧に実施する。その際、保護者に負担金を請求せず、市の予算で行う。

回答№49.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，令和３年度から，令和５年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて，地域人材や運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために双葉台中学校において実践研究を実施し，検証を進めております。この「地域運動部活動推進事業」を実践するにあたり，保護者会を開催し，繰り返し説明して御理解をいただきました。また，実施後の年２回の生徒及び保護者へのアンケートにおいても概ね満足であると回答をいただいております。

今後におきましても，生徒や保護者のニーズに合わせ運営ができるよう検討してまいります。

20. LD(学習障害)の児童生徒の支援のため、小中学校それぞれに在籍・通級教室を設置する。子ども発達支援センターとの連携など心理検査・診断に対する相談を充実する。LD に関する教職員の研修を充実する。総合教育研究所の相談支援係の体制を拡充する。発達支援コーディネーターを増員する。

回答№50.【担当課：教育研究課】

本市におきましては，言語障害通級指導教室を小学校２校，情緒障害通級指導教室を小学校３校，中学校１校に設置し，一人一人の障害に即した支援に努めております。ＬＤ（学習障害）の通級指導教室につきましては，令和３年度に浜田小学校に開設され，現在，他校通級生を含む５名の児童が在籍しております。中学校での設置につきましては，対象となる生徒が一定数以上いることが前提とされ，教員配置などの課題もあることから，生徒の実態把握に努めながら研究してまいります。

心理検査・診断に対する相談につきましては，引き続き，子ども発達支援センターなど専門機関等と連携しながら進めてまいります。

特別支援教育に関する教職員研修につきましては，専門家を招聘するなど特別支援教育研修会等の充実を図り，教員一人一人の学習障害に対する理解を深めてまいります。

また，総合教育研究所支援相談係の支援体制の拡充については，総合教育研究所内に令和２年４月に開設しました笠原小学校の情緒障害通級指導教室の担当者と連携を図るなど，一人一人の教育的にニーズに対応した支援に努めてまいります。

21. 不登校の児童生徒が増加しており、本人や保護者に対する支援体制を拡充する。うめの香教室など通級教室を市内に複数設置する。訪問支援員を増員する。

回答№51.【担当課：教育研究課】

不登校児童生徒の支援につきましては，電話や来所による相談を行い，公認心理師等の資格を持つ相談員が，本人や保護者に丁寧に関わるとともに，家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては，家庭訪問相談員が訪問相談による支援を行っており，支援体制の拡充については引き続き検討してまいります。

今後とも，不登校児童生徒一人一人の状況に応じた，きめ細かな支援に努めてまいります。

22. 老朽化の著しい学校施設の改修・改築を速やかにすすめる。「学校施設の緊急安全対策」の年 2 億 5000 万円の予算を大幅に増額し、3 か年にとどまらず継続的に予算を確保する。学校から出される「工事・修繕要望書」は繰り越さず、年度内にすべて改善する体制を確立する。

回答№52.【担当課：学校施設課】

学校の老朽化対策としましては，本市では，長寿命課化改良事業を推進しているところです。今後におきましても，校舎及び屋内運動場の長寿命化改良事業を計画的に推進してまいります。

一方，当分の間，長寿命化改良事業の対象とならない学校施設の経年劣化に対しましても，児童生徒が一日の大半を過ごす学校の施設設備を良好に保つことは重要であり，今後とも，予算の確保に努め，適切な修繕を実施することで，児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

23. 市奨学金（高校生 25 人程度、月 6,000 円、返済不要）の対象人数を拡大する。

回答№53.【担当課：学校管理課】

水戸市奨学基金条例に基づき，人物，学力ともに優れているにもかかわらず，経済的理由により修学することが困難な生徒に対し，月額6,000円の奨学金を支給しており，75名を上限としております。

運用に当たっては，水戸市奨学基金の運用益金を充てるべきところでありますが，一般財源を充当して運用しておりますことから，さらに採用人数を拡大することは財政上困難な状況にあります。

今後とも引き続き，制度の周知を図りながら，奨学資金制度の趣旨に基づき，適切な運用に努め，有為の人材を育成してまいります。

24. 大規模屋内プールではなく、幼児から大人までだれもが楽しめる屋外市民プールを整備する。

回答№54.【担当課：体育施設整備課】

新たなプールの整備に当たりましては，整備後の管理運営費も含め多くの事業費を要することから，これまでのプール利用状況や大会開催状況等を十分考慮し，導入する機能や規模，財源の確保策など，様々な観点から検討しなければならないと考えております。

議会におかれましても，水泳競技施設等調査特別委員会が設置されており，特別委員会での議論を踏まえるとともに，市民ニーズや競技団体の意向を把握しながら，新たなプールの在り方について検討してまいります。

25. 学校プールの廃止方針を撤回すること。

・改修・修繕をすすめ、各学校で安全・安心なプール授業ができるようにすること。

・学校プールの開放を、全市的に利用できるよう実施校および実施日を増やすこと。

回答№55.【担当課：学校施設課，スポーツ課】

市立学校の水泳授業は，気候や天候の影響により計画的な実施が困難であること，プール施設の清掃や日々の維持管理等教職員にかかる負担が大きいこと，老朽化が進むプール施設の改築や大規模改修には多額の費用が必要となること等の課題があります。

このような中，本市では，年間を通じて計画的かつ安全安心な環境で水泳授業を実施するとともに，学齢の低い段階から水に慣れ親しむ環境を確保するため，まず，現時点で築 30 年以上経過しているプールを保有する小学校において，学校外プール施設を活用することといたしました。他の小学校についても，原則として，当面の間自校プールの使用を継続しますが，状況に応じて学校外プール施設の活用を検討いたします。

なお，全小学校において，より効果的な授業を実施するため，補助的指導等を行う外部人材も活用してまいります。

今後とも，安全安心な環境での計画的かつ効果的な水泳授業実施に努めてまいります。（学校施設課）

学校プールの開放につきましては，平成 28 年度から市民が気軽に水に親しみ触れ合う機会を確保するため，夏休み期間中の小学校プールを有効活用して実施しており，小学生を中心に幼児から大人まで，多くの方々に御利用いただいております。

開放校につきましては，低学年児童が利用可能な水深の浅い徒渉池プールを設置している小学校プールについて，施設の状況や地域バランスを考慮して設定しており，今後とも気軽に快適に御利用いただけるよう，学校プール開放事業の推進に努めてまいります。（スポーツ課）

26. 小中学校すべての学校図書館に専任司書を配置する。学校図書館支援員を増員し、訪問回数を増やすなど、学校への支援を拡充する。

回答№56.【担当課：中央図書館】

学校における司書につきましては，学校図書館法第５条の規定に基づき，すでに全校に司書教諭を配置しております。各学校の司書教諭は，他の校務と兼務している状況にありますが，学校全体で組織的・計画的に学校図書館運営に取り組んでおります。

また，学校図書館支援員につきましては，令和元年度に２名を増員したところであり，現在は９名体制により，定期的な訪問巡回の充実を図りながら，蔵書のデータベース化を一層進めていくとともに，蔵書管理システムを活用し，図書の貸出・返却・検索等のカウンター業務及び図書の登録・除籍等の蔵書管理業務の迅速化，さらにはレファレンス，読書相談等を通じた読書活動の促進を図ってお

ります。

今後とも，子どもたちの興味や関心，さらには学習活動に即した図書を整備し，親しみやすく，利用しやすい環境づくりを進めるとともに，オリエンテーションの積極的な開催支援等を通じた読書活動や授業活動への学校図書館の活用を図ってまいります。

27. 市立図書館の資料費を増額し蔵書を充実させる。運営を指定管理者から市直営に戻す。

回答№57.【担当課：中央図書館】

本市の市立図書館の資料費及び蔵書数は，類似都市の中の平均を上回るなど，高い水準にあり，これらの蔵書を生かしながら，多様な市民ニーズに的確に応えるための書架づくりを推進しています。

蔵書に関する利用者の評価といたしましては，本市及び指定管理者が行った利用者アンケートにおいて，約８割の方から満足との御意見をいただいております。

今後とも，利用者の意向を踏まえながら，多様化する市民ニーズを把握・考慮した上で，必要となる資料費を確保し，魅力的な図書資料の提供に努めてまいります。

次に，指定管理者制度につきましては，平成 28 年度から地区館４館，平成 30 年度から，さらに地区館１館に導入してまいりました。

指定管理者制度の導入により，開館時間の延長や開館日数が増加し，市民の利便性の向上が図られたところです。

また，指定管理者による新たな独自サービスとして，育児コンシェルジュの配置，託児サービスの提供，電子図書館の開設，デジタルアーカイブシステムの導入，図書館まつりの開催など，従来にない取組を行うことにより，導入前と比べ来館者や図書貸出点数が増加しております。

本市及び指定管理者が行った利用者アンケートにおきましても，総合的な施設満足度について，約９割の方から指定管理者の取組を評価する回答をいただいております。

今後とも，直営を維持する中央図書館と指定管理者間での協議を進めながら，施設サービスの向上に努めるとともに，魅力的な図書館づくりを進めてまいります。

28. 危険な通学路の安全対策のための予算を増やし、歩道の整備、段差の解消、街灯の設置などを速やかに進める。実際に子どもたちの意見を聞く場を設け、こまやかな改善策を実施する。

回答№58.【担当課：学校保健給食課，建設計画課】

本市における通学路の安全対策につきましては，平成 27 年３月に策定した「水戸市通学路交通安全プログラム」に基づき，毎年度，通学路現況調査や通学路合同点検等により，通学路の危険箇所を把握するとともに，国・県，警察や庁内関係課で組織する水戸市通学路安全対策推進会議において情報の共有化を図り，対策の検討・実施や進捗状況の確認を行っております。

また，各学校におきましては，児童生徒の意見等を踏まえながら，児童生徒の目線に立った安全マップを作成し，児童生徒が生活する上で注意すべき危険箇所等について指導するとともに，教職員だけでなくＰＴＡや地域の皆様を含めたスクールガード等による登下校時の通学路や学校周辺の巡回，

立哨，見守り活動を実施するなど，児童生徒の安全確保に努めております。（学校保健給食課）

通学路の安全対策は，国庫補助事業であります社会資本整備総合交付金を活用し，計画的な事業推進を図っているところです。

令和３年度につきましては，国により示された新たな視点に基づく通学路安全点検を行い，可能な対策について令和３年９月に補正予算を計上し，さらなる通学路の安全対策を図ったところです。

歩道の整備につきましては，現況道路の幅員が不足している場合，新たな用地取得が生じるなど多くの課題があります。また，既存歩道の段差解消のためには，セミフラット型やフラット型の歩道への改修が最適でありますが，現況の歩道の高さに合わせてできている宅地出入り口のすり付けが必要になるなど，施工上の問題があります。歩道の整備や段差の解消につきましては，これらの様々な課題があるため，適宜状況を確認しながら，可能な安全対策を図ってまいります。

なお，街路灯につきましては，交差点やカーブなど，主に夜間において，ドライバーから見た歩行者や自転車の視認性を高め，道路交通の安全を図る必要がある箇所への設置を原則として，年次的に整備を進めているところです。これまでにも，子どもたちの意見を聞く場の一つである中学生議会や市民懇談会，通学路安全点検等において，通学路における交差点やカーブへの道路照明灯の設置に関する御要望等をいただいていることから，今後とも危険箇所の把握，改善に努めてまいります。（建設計画課）

29. 子育て支援センターや児童館を、西部地区や県庁周辺に設置する。

回答№59.【担当課：子ども課】

子育て支援センターなどの子育て支援施設につきましては，子育て支援・多世代交流の拠点であるわんぱーく・みと，はみんぐぱーく・みとを核とし，親子の遊びや交流の場や育児相談等の窓口として連携し，事業展開を図っております。

現在，西部地区において，子育て支援機能を備えた（仮称）西部いきいき交流センターの整備を進めております。

30. 医療的ケア児の入学･通学を保障できるよう、看護師配置などの体制を整備する。
医療的ケア児を支援する看護師や保育士を要請するための研修･実習をすすめる。

回答№60.【担当課：教育研究課】

医療的ケアが必要な児童生徒への支援については，学校・保護者・医療機関等と連携しながら，支援体制の構築に努めてまいります。

【3】医療･福祉

1. 国民健康保険について

① 国保会計の黒字の活用、一般会計からの繰り入れで、国保税を値下げする。

回答№61.【担当課：国保年金課】

令和４年度から国保税の賦課方式を現行の３方式から２方式に変更することとあわせて，保険税率等の検討を行ったところ，現行税率による令和４年度の保険税収入見込額によると，必要となる保険税額に対し収入不足が見込まれることから，賦課方式の変更だけでなく，不足額を賄うための増収まで見込んだ税率の設定とするところでしたが，新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況が不安定な中，被保険者の急激な負担増に繋がらないよう，不足額については国保会計の繰越金によって賄うことで，被保険者の経済的負担の増加を回避することといたしました。

一般会計からの繰入れについては，茨城県国民健康保険運営方針において，決算補填等を目的とした一般会計繰入れ等の解消・削減について，実効性のある取組が定められていることから，これらに基づき，持続可能な国保運営が図られるよう，引き続き，国保財政の健全化に努めてまいります。

② ２方式への移行による多人数世帯の値上げは行わない。

回答№62.【担当課：国保年金課】

賦課方式を２方式とすることで発生する多人数世帯や所得の多い世帯などへの影響について，世帯の人数及び所得階層に基づき検証を行い，応能割合と応益割合の最適なバランスを考慮することで，なるべく被保険者間の保険税負担に不公平感が出ないような税率等といたしました。

③ 滞納世帯への差し押さえ、茨城租税債権機構への取り立ての委託を行わない。

回答№63.【担当課：収税課】

将来にわたり本市の安定した行政サービスを提供するためには，持続可能な財政運営の確立を図ることが重要であることから，滞納額が累積しないよう，法令等に定められた手続に則り，滞納処分の適正な執行に努めてまいりました。今後とも，納税者の生活状況等の正確な把握に努め，適切な徴収対策を推進してまいります。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては，度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や，滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの，広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており，引き続き，当該機構の専門的なノウハウを活用し，滞納事案の早期解消に努めてまいります。

④ 18歳未満の子どもの均等割をなくす。

回答№64.【担当課：国保年金課】

令和４年度から国が制度化する未就学児に係る均等割５割軽減措置のほか，県が新設した賦課方式を２方式へ変更した場合に交付される交付金メニューを活用することで，18 歳年度末までの子どもに係る均等割について５割軽減とすることとし，子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

⑤ 国保税負担を軽減し持続可能な制度とするため、制度設計の見直しと国費投入を国に求める。

回答№65.【担当課：国保年金課】

安定した国保運営の継続と被保険者の負担軽減のため，公費による財政支援について，毎年国に要望しております。

2．介護保険制度について

① 水戸市の介護保険料は県内で2番目に高い保険料であり値下げする。

回答№66.【担当課：介護保険課】

令和３年度から令和５年度までの介護保険料につきましては，介護保険事業計画の策定に合わせて推計した将来の介護サービス量等の見込みに基づき，必要となる保険料として改定を行ったものです。今後の介護保険事業の運営に当たりましては，事業者指導を含む給付の適正化に取り組むとともに，介護予防事業の充実により将来の介護給付費の抑制を図ることで，市民の保険料負担に配慮しながら，持続可能な事業運営に努めてまいります。

② 市独自の介護保険料の減免制度を拡充する。

回答№67.【担当課：介護保険課】

介護保険料の減免につきましては，災害その他の特別の事情により財産に著しい損害を受けた場合のほか，所得や資産の状況から保険料の納付が困難であると認められる場合に適用しております。

本減免制度につきましては，必要とする方に適切に適用されるよう，「広報みと」等を活用して，今後とも周知に努めてまいります。

③ 特別養護老人ホームの食費･居住費の利用料について一定の貯金がある場合は減免対象外となった。無収入および低収入の場合は減免を実施すること。

回答№68.【担当課：介護保険課】

負担の公平性の観点から，利用者の所得及び資産の状況に応じて，国の法令に基づき御負担いただくものですので，今後とも法令に基づき措置してまいります。

④ 要支援1･要支援2の高齢者が介護保険から外され、市町村の新総合事業に移行しボランティアなどが行う介護支援を利用する計画が進められているが、これまでどおりの介護を実施する。

回答№69.【担当課：高齢福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業は，介護保険制度に位置付けられている事業であり，ホームヘルパーなどの専門職員によるサービスに加え，ボランティアなどの多様な担い手によるサービスを実施することで，介護予防の強化や生きがいづくりの推進を目的とするものであります。

本市におきましては，専門職員によるサービスを中核としつつ，ボランティアなどが行うサービスを活性化することにより，適切で効果的なサービスの提供に努めてまいります。

⑤ 国は要介護1･2の高齢者を介護保険から外し、市町村の介護事業に移行しようとしている。改悪をやめるように国に申し入れる。

回答№70.【担当課：高齢福祉課】

法令に基づき保険事業を執行しているものであり，今後とも，国の制度改正の動向を把握しながら，引き続き，円滑な制度運営を図ってまいります。

なお，令和４年２月現在では，御指摘のような制度改正について，国からの通知等はありません。

3.後期高齢者医療について

① 今年 10 月から 75 歳以上の医療費自己負担を２割に引き上げることは中止するよう国に求める。

回答№71.【担当課：国保年金課】

後期高齢者の医療費増加が見込まれるなか，負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことは，後期高齢者医療制度を適正に運営していくうえで必要な改正であると考えます。

② 来年度の保険料値上げは行わず、県広域連合に値下げを求める。

回答№72.【担当課：国保年金課】

令和４年度及び令和５年度の保険料率は，据え置きとなりました。

後期高齢者医療制度につきまして，引き続き十分な説明と周知に努めてまいります。

③ 低所得高齢者の保険料が特例減免制度の廃止で３倍から 10 倍値上げされた。特例減免の復活を国に求める。

回答№73.【担当課：国保年金課】

後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた特例減免措置につきましては，医療保険制度の持続可能性を高め，世代間・世代内の負担の公平を図るため，負担能力に応じた本来の軽減割合に戻すことにしたものです。

世帯の所得が低い方に対しては，引き続き，十分な説明と周知に努めてまいります。

④ 保険料の滞納者に対する短期保険証の交付はやめ、正規の保険証を交付する。

回答№74.【担当課：国保年金課】

短期保険証につきましては，保険料を完納している方との公平性を図ること及び滞納者との接触の機会を設け，きめ細かな納付相談を実施することを目的に交付しているものです。

今後とも，後期高齢者医療制度への理解を促しながら，その活用を図ってまいりたいと考えております。

4.公立･公的病院の統廃合を中止するよう国に求める。水府病院の統廃合に市として反対する。

回答№75.【担当課：保健総務課】

公立・公的医療機関等は，二次救急など地域において必要とされる医療を担っております。地域医療構想の実現に当たっては，全国一律の基準により医療機関を評価するのではなく，地域の意見を十分に聞きながら議論を進めていただくよう国や県に働きかけてまいります。

5.いきいき交流センターについて

① コロナ対策を徹底しながら、講座などの充実を図る。講座運営予算を増額する。

回答№76.【担当課：高齢福祉課】

新型コロナウイルス感染症対策として，「いきいき交流センター利用時の 10 のお願い」を定め，来館時の検温，マスク着用，手指消毒はもとより，各部屋の利用人数，利用時間の短縮，飛沫が飛散するカラオケ，吹矢等の活動の制限など，対策の周知及び徹底を行いながら，運営に努めております。

また，講座運営予算の増額については，利用者ニーズの把握に努め，その必要性について検討してまいります。

② 施設の老朽化対策、設備の補修・修繕は速やかに行うこと。

回答№77.【担当課：高齢福祉課】

老朽化した設備の改修につきましては,緊急性や安全性等を考慮しながら,順次対応しております。

なお，各センターに設置されている老朽化している電位治療器につきましては，年次計画で更新していく予定です。

③ お風呂の無料化を復活する。

回答№78.【担当課：高齢福祉課】

入浴施設使用料につきましては，水戸市使用料等審議会の答申を受け，受益者負担の適正化の観点から有料化を行いました。今後とも，市民サービスの向上並びに運営コストの削減等に努めながら，多くの皆様に親しまれる施設運営を進めてまいります。

④ 駐車場の安全な動線を確保する。

回答№79.【担当課：高齢福祉課】

いきいき交流センターの駐車場につきましては，案内表示の設置や，白線の塗り替えなど，利用者が安心して利用できるよう努めております。今後とも，必要に応じて，さらなる安全対策を検討してまいります。

6.特定健診、がん検診の料金を無料化する。

回答№80.【担当課：地域保健課】

検診受診のきっかけづくりといたしまして，21 歳になる方への子宮頸がん検診，41 歳になる方への乳がん検診の無料クーポン券の交付に加えて，令和元年度からは，胃がん検診の開始年齢である 51 歳になる方，令和２年度からは，40 歳になる方の特定健診，41 歳になる方の肺がん検診と大腸がん検診の個人負担金の無料化を実施しております。

初めて特定健診やがん検診を受診した方が，定期受診の必要性を理解し，受診行動につなげられるよう，事業の効果を検証し，水戸市医師会や総合健診協会等と連携しながら，生活習慣病の早期発見・早期治療のための効果的，効率的な手法を検討してまいります。

7.加齢性難聴者に対する補聴器購入への補助を創設する。

回答№81.【担当課：高齢福祉課】

加齢性難聴者の補聴器購入への補助につきましては，加齢に伴い聞こえにくくなっている高齢者のコミュニケーションを確保し，日常生活の質をより良くするために必要なものであると認識していることから，国・県，他の自治体の動向を注視しながら，他の高齢者の日常生活支援サービスの状況も踏まえ，総合的に検討してまいります。

8.　特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。

回答№82.【担当課：高齢福祉課】

特別養護老人ホームにつきましては，令和２年度におきまして新設１施設 70 床，増設１施設 30 床の整備を行い，現在 26 施設 1,791 床が整備されております。

今後とも，本市における高齢化の進行や市民のニーズ，待機者の状況等を踏まえながら，整備について検討してまいります。

9.　介護職員確保のため市独自の賃金アップ、住宅家賃の補助を実施する。

回答№83.【担当課：介護保険課】

介護人材の確保につきましては，介護職員の職場への定着が重要であることから，介護職員処遇改善加算を活用した職員給与の拡充による経済的な支援を中心に取り組んでまいります。あわせて，多くの方々に介護の仕事を選んでいただけるよう，介護職のイメージアップや安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。

10. はりきゅうマッサージの補助券（70 歳以上、1 回 1000 円、年間 5 枚）について、ひたちなか市（65 歳以上、1 回 1000 円、年間 15 枚）と同様に支給対象と枚数を拡充する。

回答№84.【担当課：高齢福祉課】

本市のはりきゅうマッサージの補助券は，令和元年度の交付枚数 7,755 枚に対して利用枚数 4,122 枚，令和２年度の交付枚数 6,770 枚に対して利用枚数 3,739 枚となっております。お一人当たりの平

均利用枚数は３枚程度となっており，利用者のニーズは満たしていると考えております。今後とも，より多くの高齢者が利用できるよう周知に努めてまいります。

11．生活保護について

① コロナ禍で生活保護の申請が増えており、申請の簡素化、迅速に受給を決定する。

回答№85.【担当課：生活福祉課】

生活保護の申請があった場合，生活状況の調査や資産調査等を経て，原則的に 14 日間以内に保護の可否の判定を行うこととなっており，申請者の窮迫状態の程度に応じ，適宜保護の決定を行っているところです。引き続き申請者との十分な面接により困窮状況の把握を図り，適正な保護の実施に努めてまいります。

② 車の保有をみとめること。特に障害者の移動、通院、通勤、保育所送迎などを積極的に認めること。

回答№86.【担当課：生活福祉課】

生活保護制度上,一定の要件を満たす場合には,自動車の保有や使用が認められることもあります。引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。

③ 就労指導について、受給者の持病などの健康状況を考慮せず、月 5 万円の目標やダブルワークなどの強要が行われている。本人の実情にあった指導にあらためる。

回答№87.【担当課：生活福祉課】

就労指導においては，生活保護受給者の病状や就労経験等を考慮し，個々の稼働能力に応じた求人情報の提供や自立への支援を行っております。引き続き受給者の状況に応じた指導・相談を行ってまいります。

④ 扶養義務調査は中止すること。親・兄弟・子どもとの関係を悪化させ、生活保護を受けにくくしており、担当職員の訪問調査や収入明細書等の請求は行わないこと。

回答№88.【担当課：生活福祉課】

扶養義務調査は，金銭的な援助ばかりでなく，生活保護利用者との交流継続または回復等の精神的な援助の可否についても把握するものです。なお,「扶養義務履行が期待できない者」については，慎重な検討を行ったうえで，扶養照会を行わないものとしております。今後とも適正な扶養義務調査の実施に努めてまいります。

⑤ ケースワーカーを増員し、受給者にきめ細かい援助を行う。嘱託職員ではなく正職員を増員する。申請者や受給者の人格を傷つけることのないよう、ケースワーカーの対応を改善する。

回答№89.【担当課：生活福祉課】

社会福祉法の規定により，生活保護ケースワーカーは生活保護世帯 80 世帯につき１名の配置　　が標準とされております。生活保護世帯数の推移を見ながら，標準数の配置に努めてまいります。

正規職員につきましては，人事当局と協議しながら適正な配置に努めてまいります。

⑥ 母子加算の廃止は行わないよう国に求める。

回答№90.【担当課：生活福祉課】

国の動向を注視しつつ，適正な生活保護の実施に努めてまいります。

⑦ 高校生が大学や専門学校に進学した場合、子どもは世帯分離され生活保護が受けられない。進学した子どもが生活保護を受給できるようにする。

回答№91.【担当課：生活福祉課】

大学等に就学するものについては，すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって，当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから，生活保護上は世帯分離措置によって取り扱っております。このことから，今後も，自立助長及び一般世帯等との均衡の観点からの配慮も行いながら，生活保護法に基づき適正な生活保護の実施に努めてまいります。

⑧ 高校生のアルバイト代は、修学旅行積立金、大学入学金、自動車免許取得費にあてることができ、収入認定されないことを対象世帯に周知徹底する。

回答№92.【担当課：生活福祉課】

引き続き，対象世帯に対してお知らせの配布等により，高校生のアルバイト収入の取扱いを周知してまいります。

⑨ 夏季加算を実施するように国に求める。生活保護世帯のうち 2018 年4月以前に受給した世帯にもエアコンの購入費、設置費を補助する。

回答№93.【担当課：生活福祉課】

エアコンの購入・設置費が支給対象とならない世帯につきましては，国の基準において，毎月　　の保護費のやり繰りにより賄うか，社会福祉協議会の生活福祉資金などを活用することとなっております。引き続き，貸付制度の周知徹底を図るとともに，必要に応じて家計管理への助言指導を行ってまいります。また，支給対象の拡大等につきましては，機会を捉えて，国・県に働きかけてまいります。

12. 子どもの貧困対策について

① 学習支援事業（生活困窮世帯に対する無料塾）を市内全地域で行う。

回答№94.【担当課：生活福祉課】

平成 28 年度及び平成 29 年度は赤塚地区１か所で実施しておりましたが，平成 30 年度からは吉沢地区，令和元年度からは新荘地区，令和２年度からは浜田地区に会場を増やして実施しており，令和４年度は会場を２か所増やす予定となっております。

今後とも会場の増設に努めてまいります。

② 小中学生に対する就学援助の入学準備金をさらに増額すること。対象者に制度を周知する。

回答№95.【担当課：学校管理課】

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の改定を参考にしながら，準要保護における新入学児童生徒学用品費の単価を適宜改定するとともに，本市ホームページへの掲載や就学時の健康診断通知書と合わせて就学援助の案内を送付するなど，児童生徒が必要な時期に必要な援助が受けられるよう努めております。

今後とも引き続き，学校との連携を図りながら制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

③ 子ども食堂に財政的な支援及び市民センターなど場所の提供を行う。

回答№96.【担当課：子ども課】

市内の子ども食堂につきましては，個人ボランティアやＮＰＯ法人，各種団体などが，実施団体のネットワーク化により相互に連携しながら，創意工夫によって特色をもった取組がなされております。本市では，場所の提供や事業の周知などにより活動に協力しているところであり，引き続き，取組の進捗を注視しながら，協力や支援のあり方を検討してまいります。

13. 熱中症対策として高齢者世帯、低所得世帯に対し、エアコンの購入費・設置費を助成する。

回答№97.【担当課：生活福祉課】

引き続き，国・県の動向を注視するとともに，他市の事例なども参考にしながら検討してまいります。

14. 障がい福祉について

① 障害者家族の高齢化で介護が困難になっており待機者が多い入所施設を増設すること。

回答№98.【担当課：障害福祉課】

本市におきましては，令和２年８月には社会福祉法人経営の定員 50 名の入所施設，令和３年１月には社会福祉法人経営の定員 40 名の入所施設が開所しております。また，既存の入所施設におきましても，重度障害者向けに増床した施設がございます。

入所施設の整備につきましては，施設需要の把握に努めるとともに，設置を希望する民間法人等への情報提供などを引き続き行ってまいります。

② 65 歳以上の障害者が介護保険サービスだけでなく障害者福祉サービスを継続できるようにする。

回答№99.【担当課：障害福祉課】

65 歳以上の障害者が，要介護状態又は要支援状態となり，介護保険のサービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には，介護保険サービスを御利用いただくことになります。

ただし，一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく，必要としている支援内容が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断します。

また，サービスの内容及び機能から，介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護，行動援護，自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援等）につきましては，当該障害福祉サービスの支給決定をしております。

なお，平成 30 年４月１日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律におきましては，65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に，障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し，当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられました。あわせてサービスにつきましても共生型サービスが創設され，障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を受けることで，65 歳以上の障害者が継続して同じ事業所でサービスを利用し続けることが可能となっております。

③ 県立リハビリテーションセンターの廃止にともない、身体障害者が機能訓練サービスを受けられる事業所が水戸市にないため、市がPT・OT・STを配置した訓練事業所を立ち上げる。

回答№100.【担当課：障害福祉課】

身体障害者の機能訓練サービスにつきましては，市内に該当事業所はなく，障害種別におきましては肢体不自由が最も多いため，機能訓練には一定の需要が見込まれます。

機能訓練の充実に向け，関係機関との連携強化や情報提供体制の充実，通所施設等における供給体制の確保に努めてまいります。

④ 水戸飯富特別支援学校の教室不足・過密化・狭い校庭を改善すること、内原特別支援学校の通学時間の短縮と条件改善のためバスの増便を県に求めること。

回答№101.【担当課：担当なし】

15. 脳せき髄液減少症の実態を把握し、検査・治療できる医療機関を確保する。

回答№102.【担当課：保健総務課】

脳せき髄液減少症は，頭頸部や全身へ衝撃が加わることにより，脳脊髄液が漏れ続け，頭痛や目まい，吐き気など，様々な症状が複合的に発症する疾病であり，患者数などの実態については，指定難病に指定されていないことからも，把握が困難な状況となっております。

現在，国や日本脊髄液漏出症学会において，研究が進められており，今後の研究の進捗によって，病態の解明や診療の発展とあわせ，診療可能な医療機関の増加が期待されているところです。

脳せき髄液減少症の検査や治療が可能な医療機関については，県において取りまとめており，本市では，保健所において保健師が患者の相談を受け，必要に応じて診療可能な医療機関を案内するなどの対応を行っているところでございます。

引き続き，今後の国や学会の動向に注視するとともに，県との密な情報共有を図りながら，患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。

16．水戸駅･赤塚駅･内原駅に転落事故防止のためホームドア設置を JR に求める。

回答№103.【担当課：交通政策課】

国土交通省では，鉄軌道駅のバリアフリー化を加速するため，令和３年５月に閣議決定された「第２次交通政策基本計画」において，１日平均利用者数が 10 万人以下の駅に対しても，転落・接触事故の発生状況，駅やホームの構造・利用実態，周辺エリアの状況などを勘案し，優先度が高いホームの場合は，ホームドアを整備していくことを目標といたしました。

本市の１日平均利用者数は，2020 年で，水戸駅が 22,063 人，赤塚駅が 4,690 人，内原駅は 2,083 人という状況です。引き続き利用状況や実態の把握に努め，ホームドアの整備について国，県に対し要望してまいります。

17．消防･救急の充実について

① 老朽化した城東出張所の改築、水害で浸水した飯富出張所の早期移転改築をすすめる。

回答№104.【担当課：消防総務課】

城東出張所庁舎につきましては，引き続き，耐用年数や施設の状況を勘案しながら，改築に向けた検討を関係各課と協議してまいります。

また，飯富出張所庁舎につきましては，国・県・市町が連携し進める「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の進捗や今後における対策の動向を注視しながら，対応を図ってまいります。

② 「消防力の指針」にもとづき消防職員を増員する。新型コロナやインフルエンザへの感染予防対策の充実、救急隊員の休憩確保、年次休暇の取得など、勤務体制や職場環境の改善をはかる。

回答№105.【担当課：消防総務課】

「消防力の整備指針」における本市消防局の人員充足率につきましては，87.3％となっており，限られた人員の中で消防力向上を図るため，計画的に救急救命士等の養成をはじめ，消防大学校へ職員を入校させ，資質向上や適正配置を推進しております。

新型コロナウイルス感染，インフルエンザ等の感染予防対策としましては，活動時の二次感染防止のため，新たに搬送資器材，感染防護衣の整備を進めるとともに，安全衛生委員会等においては，職場内での感染リスクや感染防止策を取り上げるなど，感染予防対策の強化に取り組んでおります。

勤務体制や職場環境の改善につきましては，令和２年度から前倒し採用を取り入れ，翌年度に定年退職する人数分を新規採用することで業務の効率化を進めるなど，より年次休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

災害出動等により休憩時間が取得できなかった場合には引き続き，休憩時間を繰り下げて休憩を取得するなど柔軟な勤務体制により対応しております。

③ 人工呼吸器や特殊な器具を使用している在宅療法継続者の住所、状態、掛かりつけの医師などを救急隊が把握し、そのデータを登録しておく「特定在宅療法継続登録制度」を実施し、登録データを迅速な救急搬送や適切な応急処置に活かすこと。

回答№106.【担当課：救急課】

在宅医療は，住み慣れた環境で医療を受けられるシステムであり，その現況は，家族のしっかりとした支えと，訪問看護師等による 24 時間体制での安定的なサポートが図られております。救急出動時にも，訪問看護師等から傷病者に対する医療継続の指導・助言をいただき適切な対応をしているところです。

また，在宅療法継続者の把握については，様々な部署で届け出による情報を取得しておりますが，消防を含めた情報共有化には至っておりません。

このような状況から，制度及び情報の共有化などの課題について検討してまいります。

④ 医学生への奨学金は小児科･産婦人科･救急科以外を志望する学生へ対象を拡大する。

回答№107.【担当課：保健総務課】

医師修学資金貸与事業は，地域で必要性が高く，優先的に医師確保が必要な診療科を限定しております。対象とする診療科の拡大につきましては，市内の医療提供体制などを考慮して検討してまいります。

18. 動物愛護センターの運営について

① センターの飼育環境、医療を充実し、市民が命の大切さを学ぶ拠点とするため、獣医師および飼育担当員の拡充、市民ボランティアとの連携を図ること。

回答№108.【担当課：保健衛生課】

動物愛護センターにおきましては，保護した犬及び猫の健康保持・増進並びに譲渡の推進のため，その特性や成長に合わせた適切な飼育場所及び運動場所を整備するなど，より良い飼育環境づくりに取り組むとともに，必要な医薬品や医療器具等の整備をはじめ，市内動物病院の協力を得ながら獣医師等の職員の資質向上を図るなど，獣医療体制の充実に努めております。

また，茨城県動物愛護推進員をはじめとする市民ボランティアの方々との連携を図りながら，施設見学会や児童への情操教育としての「ふれあい教室」，市民参加による啓発イベントである「動物ふれあい広場」を開催するなど，動物愛護の意識醸成に取り組んでおります。

今後とも，市民が動物の命の大切さを学ぶ拠点として，市民ボランティアや関係団体等との連携を密にし，飼育環境及び獣医療の充実を図りながら，動物愛護の普及啓発及び適正飼養の推進，譲渡の推進に努めてまいります。

② 畜犬登録を徹底するともに、迷子札の装着を周知徹底し、飼い主不明の迷い犬をなくすこと。

回答№109.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，飼い主が犬の登録を怠っている事実を確認した場合は，狂犬病予防法に基づき，速やかに登録を行うとともに，交付した鑑札を注射済票と併せて首輪等に装着するよう飼い主への指導を徹底しているところです。

しかしながら，飼い主を特定するための鑑札や注射済票等が装着されていない状況が未だ見られ，このような犬が迷い犬として動物愛護センターに保護される事例も多いことから，引き続き，関係団体等と連携を図りながら，より一層の法令遵守の徹底を図ってまいります。

③ 譲渡事業の推進、逸走情報の改善等、市民への周知、啓発を高め、殺処分ゼロを実現・継続すること。

回答№110.【担当課：保健衛生課】

動物愛護センターにおきましては，茨城県動物愛護推進員等のボランティア活動をされている方々の協力を得ながら，収容された犬及び猫の命を繋ぐための譲渡事業のほか，「ふれあい教室」の開催等による動物愛護の普及啓発活動及びしつけ方教室の開催等による適正飼養の推進に取り組んでいるところです。

今後とも，殺処分ゼロを継続していくため，ボランティア活動をされている市民や関係団体等との連携をより一層密に図りながら，動物愛護の普及啓発，適正飼養の推進及び譲渡の推進に努めてまいります。

④ 負傷動物の治療・手術等をセンターで行うために、レントゲンやエコー検査機器など必要な資材を導入し、獣医師の技術を高めること。

回答№111.【担当課：保健衛生課】

動物愛護センターにおきましては，動物の愛護及び管理に関する法律に基づき，市民から，負傷等した飼い主不明の犬及び猫に係る通報が入った際は，速やかに保護し，可能な限りの治療を行った上で，飼い主への返還又は里親への譲渡を推進しております。

また，同センターでの診療が困難と判断した犬又は猫につきましては，市内の動物病院の協力を得て，治療費を市が負担することで，必要な検査及び治療が受けられるように努めております。

今後とも，負傷等した飼い主不明の犬及び猫の命を繋ぐため，市内の動物病院との連携を密にし，獣医師の診療技術の研鑽を図りながら，獣医療体制の強化に努めてまいります。

⑤ 飼い主のいない犬猫の不妊去勢手術をセンターで行い、野良犬・野良猫の繁殖を防ぐこと。

回答№112.【担当課：保健衛生課】

本市におきましては，飼い主のいない猫が増えることによる地域住民の生活環境の悪化を防ぐことを目的に，不妊去勢手術を行った方に対して，その手術費用の一部補助を行っております。

また，地域住民の合意のもと，住民が主体となって地域に住み着いた飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施し，餌や排泄物を適切に管理する，いわゆる「地域猫活動」に取り組む地域住民に対して，動物愛護センターにおいて不妊去勢手術を実施するなどの支援を行っております。

なお，飼い主のいない犬を保護した際は，可能な限り，同センターにおいて不妊去勢手術を行った上で，適正に飼養できると認められた方への譲渡を行っております。

今後とも，飼い主のいない犬や猫の繁殖を防止するため，飼い主に対する犬及び猫の不妊去勢手術や逸走防止対策をはじめとする適正飼養の推進を図るとともに，地域住民が取り組む飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等の取組への支援に努めてまいります。

⑥ 係留義務違反、虐待事案に対しては速やかに対応し厳しく対処すること。

回答№113.【担当課：保健衛生課】

動物愛護センターにおきましては，水戸市動物の愛護及び管理に関する条例で規定する犬の係留義務違反や動物の愛護及び管理に関する法律で規定する虐待を疑う事案を確認した場合は，飼い主等に対する法令遵守の指導を行っております。

また，法令違反に該当するおそれがある重大な事案については，警察署と情報共有しながら，必要に応じて現地調査に警察署員が同行するなど，連携を図りながら対処することとしております。

今後とも，飼い主に対する法令遵守の徹底を図るとともに，係留義務違反や虐待事案を確認した際には速やかに対応できるよう，警察署や動物病院との連携を密に図りながら，法令等に基づき適正に対処してまいります。

【4】くらし・まちづくり・地域経済

1．水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業（リヴィン跡地）は、長谷工コーポレーションがマンション（186戸）、テナントビル、駐車場を建設するもので、ゼネコン・大手マンション業者奉仕の再開発であり、市の借金を増大させ財政を悪化させる。総事業費は104億円、税金による39億円もの補助は中止する。

回答№114.【担当課：市街地整備課】

水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業（リヴィン跡地）につきましては，水戸駅北口の正面に位置し，水戸市の玄関口となる重要な商業集積地区であり，本市としましては，積極的に事業を促進すべきと考えております。今後とも，事業主体である再開発組合との緊密な連携のもと，水戸城大手門等復元整備の完了効果とともに，来訪者の増加による一層の賑わい創出や本市のイメージアップを目指し，早期完成に向けた事業再開への支援に引き続き努めてまいります。

2．　泉町１丁目の穴吹工務店による民間マンション建設（優良建築物整備事業）に対する補助は中止する。

回答№115.【担当課：泉町周辺地区開発事務所】

泉町１丁目広小路地区は，国道 50 号に面して空き店舗が目立ち，一部では空き家として長年放置され老朽化が著しい建物が存在するなど，まちの活性化はもとより，防災まちづくりの観点から，市街地環境の改善が求められており，優良建築物等整備事業により市街地環境を整備するとともに，中心市街地の活性化やまちなかへの定住促進を図ってまいります。

3．　水戸駅南口・赤塚駅北口・泉町１丁目北地区・大工町１丁目再開発などに多額の税金を投入したが、商店会は閑散とし、テナントビルの空き室、水戸駅北口での丸井の撤退など、空洞化は深刻になっている。失敗続きの再開発事業ではなく、個々の商店振興に役立つ活性化事業を実施する。

回答№116.【担当課：泉町周辺地区開発事務所，商工課】

本市は，これまで，泉町１丁目南地区や大工町１丁目地区等における市街地再開発事業により，道路整備とあわせ，防災性向上や土地利用の合理化・高度化などにより，都市機能の更新，住環境の改善等を図り，にぎわいづくりに努めてまいりました。

泉町１丁目南地区におきましては，大型商業施設である京成百貨店があり，本市の商業施設の核としてにぎわい創出に寄与しております。今後におきましても，当該地区は，泉町１丁目北地区及び水戸芸術館を合わせた交流拠点を形成していく上で，欠かすことのできない重要な地区となっております。

また，大工町１丁目地区におきましては，マンションやホテル，事業所や医療機関が入居する業務棟があり，毎日多くの人の活動，流れを創出し，本市中心市街地の西の玄関口にふさわしい街なみ形成に寄与しております。

市街地再開発事業は，都市の防災性向上や良好な街なみ形成とあわせ，にぎわい創出の拠点を形成するとともに，地権者の生活再建を同時に達成することのできる合理的な整備手法であると考えております。

商店街の活性化に向けましては，各商店街団体が取り組むイベントや販売促進事業に対して支援を行うほか，中心市街地等における空き店舗等への出店者に対して，店舗改装費等を補助するなど，商店街活性化に資する取組を支援しております。

今後とも，商店街団体や出店者のニーズ等も踏まえ，制度の見直しを図りながら，商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

4．　水道料金の１１%の値上げ、消費税増税に伴う値上げは撤回する。

回答№117.【担当課：水道総務課】

水道事業は，料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ，経営環境の変化に適切に対応し，将来にわたって安定的に事業を継続するため，老朽化した水道施設の更新

事業や災害時に備えた耐震化事業等を推進する財源として，令和元年 12 月議会におきまして水道料金改定の議決をいただいたところです。

また，水道事業会計におきましては，消費税納付が義務付けられていることから，消費税相当分を負担いただくものであります。

今後とも適正な料金水準としていくため，さらなる経営健全化に努めるとともに，経営状況の把握や定期的な検証を行い，信頼される事業運営に努めてまいります。

5．茨城県水道ビジョンにもとづく「1県1水道方式」は推進しない。同ビジョンは県中央広域水道と水戸市を含む市町村水道を10年間で一体化、2050年には県内全ての水道統合・料金統一を狙っているが水道料金の大幅値上げを招く。市町村の自己水源を県広域水道に転換し過大な開発の責任を市町村と市民におしつけるもので、市内水道業者や市民に不利益をもたらすものであり、水道民営化の布石となる。1県1水道の推進に反対し、来年度からはじまる圏域ごとの協議には加わらない。

回答№118.【担当課：水道総務課】

茨城県水道ビジョンにつきましては，長期的かつ広域的視点から水道が抱える課題を整理し，人口減少社会においても，安全で強靭な水道を持続させるため，県内水道事業者の経営状況や将来の水需要の見通しなどを捉えながら，目指すべき将来の理想像と，その実現に向けた取り組みの方向性を示すため，茨城県において，令和３年度中の策定を目途に作業が進められております。この中で，経営基盤強化の有効な方策の一つとして，30 年後を目標として，市町村を含めた県内全ての水道を統合する１県１水道を基本方針としております。

本市としましては，将来における最適な広域連携の在り方を検討することは，経営基盤を強化する方策の一つとしては有効であると認識しております。

来年度以降の茨城県が主体となる研究会において，圏域が抱える課題を共有し，連携を図りながら，市民負担の増大につながらないことを第一と捉え，本市水道事業の安定した経営を最優先に，慎重に検討を進めてまいります。

6．茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水を中止する。水利権の見直しにあたり水戸市議会の全会一致の意見書可決をうけて、県水受水契約を見直す。

回答№119.【担当課：水道総務課】

茨城県中央広域水道用水供給事業につきましては，県央地域の 11 事業体におきまして，安定した水源を確保するため，「茨城県中央地域広域的水道整備計画」の策定を県知事へ要請し，昭和 59 年３月に市議会の議決を得て，県が事業主体となり事業が始まった経緯があります。当時，県との間で取り交わした協定に基づき，需給契約を結び，今日に至っております。

令和２年第３回水戸市議会定例会において可決され，茨城県知事に提出された意見書では，水需要の現状や水道事業の実情に配慮し，水道事業が持続可能なものとなるよう，今後の在り方について検討することが要望されたところです。

令和４年度以降の需給契約につきましては，これまでの県中央広域水道建設促進協議会の設立や，広域的水道整備計画策定の県知事への要請など，過去からの経緯を踏まえた検討が必要であると考えております。

したがいまして，関係市町村に対する影響などへの配慮を欠くことなく，関係機関との連携を図り，受水料金の合理的負担の在り方を検証するなど，本市の水道水の供給を中長期的に持続可能とするための協議を引き続き，県と進めてまいります。

茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水につきましては，災害に強い強靭な水道を確立し，市民の安全・安心を担保する給水確保の観点から，必要となる複数水源の一つと捉えておりまして，今後とも有効に活用してまいりたいと考えております。

7.　霞ケ浦導水事業の事業期間の再延長と事業費増額に反対する。事業中止を国･県に求める。

回答№120.【担当課：水道総務課】

霞ヶ浦導水事業につきましては，茨城県におきましては，霞ヶ浦導水の完成を前提に暫定水利権を取得し，既に，多くの県民や企業に水を供給している状況に加え，引き続き水道普及率の向上や，地下水からの県広域水道用水供給事業への転換を図る必要があるなどのことから，水源開発は必要不可欠としております。

また，霞ヶ浦導水事業は，本市にとりましても，桜川や千波湖の水質浄化及び水の安定的な供給の確保のため，重要な事業であることから，県中央広域用水供給事業の水道料金への影響につきましては，国や県の動向を注視しながら，県中央広域水道建設促進協議会を構成する市町村とも連携をして，慎重に県と協議を進めてまいります。

8.　下水道料金の値上げは行わない。農業集落排水の公営企業化にともなう使用料値上げは行わない。

回答№121.【担当課：下水道管理課，集落排水課】

下水道使用料につきましては，市民負担への影響を考慮しながら，受益者負担の適正化を図るべく，なお一層の経営改善に向けた経費縮減等の取組を行ってまいります。

農業集落排水事業につきましては，地方公営企業法の全部適用に合わせ，経営合理化のため，農業集落排水事業の組織及び会計を下水道事業に統合するとともに，農業集落排水施設使用料の料金体系を下水道使用料に統一してまいりたいと考えております。

農業集落排水施設使用料につきましては，市民負担への影響を考慮しながら，受益者負担の適正化を図るべく，なお一層の経営改善に向けた経費縮減等の取組を行ってまいります。

9.　今後の公共下水道の計画区域の整備や、認可区域の拡大、整備手法の検討について、住民要望を十分に反映する対策をとるとともに、速やかに計画を策定し、前倒しで進めること。

回答№122.【担当課：下水道管理課】

公共下水道整備につきましては，令和２年度末において，事業計画区域の面積 5,561ha のうち 4,925ha の整備を完了しており，普及率は 79.6%まで向上したところです。

今後の計画区域の整備につきましては，住民要望を反映して推進してまいります。また，事業計画につきましては，人口減少等の社会構造の変化や地域特性を考慮した上で，汚水処理事業の最適な整備手法について検討を進めてまいります。

10. ごみ収集について、民間委託地区の収集時間の遅れを改善する。収集業務を市直営に戻す。

回答№123.【担当課：清掃事務所】

燃えるごみ・燃えないごみの収集業務につきましては，令和２年４月からの一部委託化の実施後，新型コロナウイルス感染拡大による巣ごもり需要の増加等よって，民間委託地区の収集時間の遅れが生じたところですが，収集車両の増車や収集区域の見直しを行った結果，令和３年度当初から落ち着いた状況となっています。

今後とも，収集データの分析を的確に行い，適宜適切な対応を図るとともに，行財政改革プラン 2016 に基づき，退職者の動向等を踏まえ，民間活力活用の推進を図ってまいります。

11. 新ごみ処理施設の運営について

①　えこみっとの運営状況（ごみ処理量、分別状況など）を情報公開し市民に説明すること。

回答№124.【担当課：清掃事務所】

清掃工場「えこみっと」におけるごみ処理量や資源化量などの運営状況につきましては，「広報みと」や本市ホームページのほか，運営事業受託者ホームページにおいても情報発信を行ってきたところです。

今後とも，市民の皆様に対して広く発信し，環境負荷の少ない循環型社会の構築に努めてまいります。

②　えこみっと周辺道路の早期拡幅を県にもとめる。

回答№125.【担当課：建設計画課】

新ごみ処理施設のアクセス道路と接続する県道長岡大洗線及び主要地方道内原塩崎線との交差部につきましては，平成 30 年度に交差点改良が完了しております。

また，アクセス道路と主要地方道内原塩崎線の交差部から北に向かう市道酒門 358 号線と県道中石崎水戸線との交差部につきましても，茨城県において交差点改良工事が令和２年度に完成し，供用開始されております。

令和３年度におきましては，県道長岡大洗線のアクセス道路との交差点の西側において道路改良工事が行われており，これにより「えこみっと」周辺道路のさらなる交通の円滑化が図られます。

本市といたしましても，新ごみ処理施設周辺道路について，全ての道路利用者が安全で快適に通行できるよう，今後とも県に対し，早期の整備進捗を要望してまいります。

③　民間ごみ収集車作業員のための屋外トイレを設置する。

回答№126.【担当課：清掃事務所】

民間のごみ収集作業員の方が利用できる屋外トイレにつきましては，計量棟に設置しております。作業員の方が利用しやすくなるよう，今後，案内表示を設置してまいります。

なお，焼却施設，リサイクルセンター及び計量棟の屋内トイレも利用可能としております。

12. 市役所本庁舎について、駐車場のレイアウト、車両および歩行者の導線を改善する。出入口の渋滞を解消する。駐車券の手続きを改善する。エレベーターにエアコンを設置する。

回答№127.【担当課：財産活用課】

本庁舎駐車場につきましては，サインの設置及び警備員による誘導により，事故の防止や渋滞の解消に努めております。今後は，必要に応じて，更なる安全対策や混雑緩和策として，案内看板の追加設置等を検討してまいります。

また，駐車券の手続きについては，本庁舎へ用務で来庁された市民に対し，窓口での積極的な声掛けや案内看板の設置により，認証漏れを防ぐよう努めております。今後とも引き続き，駐車料金無料化手続きの周知徹底を図ってまいります。

本庁舎内のエレベーターにつきましては，エアコンを設置する場合，本庁舎の施工業者の試算の結果，費用が高額になる見込みであり，工事の実施は財政上困難な状況にあります。

既設の館内空調を運用しながら，年間を通して快適に利用できる庁舎となるよう努めてまいります。

13. 市民センターについて

①　コロナ対策で実施している利用者名簿は個人情報および内心の自由の観点で主催者が持つこととし、必要な場合以外は提出を求めない。

回答№128.【担当課：市民生活課】

新型コロナウイルス感染症に伴う施設等の対応として，主催者等は，利用者等の住所，氏名，連絡先の入った名簿を作成し，必要に応じて求められた場合は，これを提出することとしております。

②　予約システムをデジタル化し、毎月初日に市民が並んでくじ引きする方法を改めること。

回答№129.【担当課：市民生活課】

インターネット等を活用した施設の使用許可申請につきましては，時間や場所の制限を受けない有効な手法であり，利便性の向上につながるものと考えております。

一方で，インターネット等を利用していない方々や操作に不慣れな方々への配慮も必要となることから，利用者の御意見を伺うなどしながら，調査，研究を進めてまいります。

③　老朽化した施設の補修･改修をすみやかに行う。

回答№130.【担当課：市民生活課】

各市民センターの建物・設備につきましては，各市民センターからの不具合等の報告を市民生活課が取りまとめた上で，順次修繕を行っております。

④　２階建以上の吉田市民センターなど4カ所にエレベーターを設置する。

回答№131.【担当課：市民生活課】

施設の改修につきましては，平成 30 年度に策定した「水戸市市民センター総合管理計画」に基づき，施設の長寿命化を図るため，計画的に実施しております。

また，市民センターを安全かつ快適に利用できる環境とするため，バリアフリー化の重要性は認識しており，個別の案件ごとに判断し対応を行っております。

⑤　難聴者が利用しやすいよう磁気誘導ループを設置する。

回答№132.【担当課：市民生活課】

磁気誘導ループにつきましては，本市の施設としましては，水戸市役所本庁舎や水戸市福祉ボランティア会館に常設型の磁気誘導ループが設置されておりますことから，市民センターへの設置につきましては，これらの施設の利用実績等を参考に，調査，研究を進めてまいります。

⑥　高齢者などが転倒しないように､滑りにくいスリッパに更新する。

回答№133.【担当課：市民生活課】

市民センターのうち，玄関でスリッパに履き替える施設は 24 か所あり，いずれのセンターでも利用者用としてスリッパを購入しており，傷み具合などを見ながら更新しております。

各市民センターのスリッパ更新時に利用者の御意見を伺うなどしながら，施設の利用状況に合ったスリッパに更新する対応を進めております。

⑦　ゴキブリなどの害虫駆除をすみやかに行うこと。

回答№134.【担当課：市民生活課】

害虫駆除につきましては，各市民センターにおいて殺虫剤等を購入の上，適時害虫駆除を行っております。

14. 東町新体育館（アダストリアみとアリーナ）における大型イベント時の出入り口および周辺道路の渋滞解消対策を実施する。スポーツセンター入口交差点の歩行者の安全対策を実施する。

回答№135.【担当課：体育施設整備課】

大規模イベント開催時における交通渋滞対策につきましては，公共交通機関や自転車の利用促進を図るとともに，桜山駐車場をはじめ，東町運動公園周辺の時間貸駐車場等の活用促進など，一定の時間内に，東町運動公園周辺への車両の集中を抑える取組を行っております。また，イベント終了直後の混雑緩和に向けて，退出時間の分散化に取り組むとともに，交通体系の強化に向けて，都市計画道路３・４・５号偕楽園公園上水戸線をはじめとする体育館周辺の幹線道路の整備を進めるなど，安全で円滑な交通アクセスの確保に努めてまいります。

歩行者の安全対策につきましては，国道 50 号の東町運動公園入口交差点などにおいて，誘導案内板の設置や警備員の配置等により，安全確保に努めてまいります。

15. 水戸芸術館を多くの市民が利用できる施設へ開放性を高めること。公演や展示の質および採算性を高め、補助金頼みの運営をあらためること。

回答№136.【担当課：文化交流課】

水戸芸術館につきましては，音楽，演劇，美術の各分野において，国内外で活躍する一流のアーティストによる質の高い自主企画事業を行うことを特色とし，優れた芸術文化に身近に親しむことができる機会を提供しています。

また，子どもたちの豊かな感性を育む芸術教育や水戸市芸術祭などの地域共催事業に積極的に取り組み，本市の芸術文化の振興に大きく貢献してまいりました。

より多くの方に御来場いただけるよう，令和２年７月に館のホームページをリニューアルし，インターネットでのチケット購入を可能とするなど，利便性の向上に努めるとともに，コロナ禍においては各事業のオンライン配信を行ってまいりました。

収益の獲得に向けましては，自主財源として助成金や寄附金の獲得に努めるとともに，演劇事業の有料配信やサウンドトラックの販売にも取り組んでおります。

今後とも水戸芸術館ならではの特色を最大限に生かし，世界に向けた芸術文化の創造・発信拠点として，より多くの市民に御利用いただけるよう，引き続き音楽，演劇，美術の各分野における質の高い事業を提供するとともに，事業の収益性の向上に努めてまいります。

16. 公設卸売市場のトイレをすべて洋式化する。

回答№137.【担当課：公設地方卸売市場】

公設地方卸売市場のトイレにつきましては，「水戸市公設地方卸売市場再整備計画（2019～2028 年度，平成 31 年３月策定）」において改修工事にあわせた洋式化を位置付けており，令和３年度は水産棟１階や関連商品売場棟の洋式化を行ったところです。

令和４年度以降におきましても，年次的な整備により衛生管理の充実に努め，生鮮食料品等の安全・安心を確保する市場づくりを進めてまいります。

17. ジェンダー平等社会実現の施策を推進する。市役所の女性管理職の積極的登用、産休育休の取得、臨時・嘱託など非正規職員の正職員化をはじめ男女ともに働きやすい職場への改善をすすめる。

回答№138.【担当課：男女平等参画課，人事課】

ジェンダー平等社会実現につきましては，平成 30 年度に実施した市民調査及び事業所調査の結果明らかになった本市の現状や課題を踏まえ，「水戸市男女平等参画推進基本計画（第３次）」に基づき，市民，事業者及び関係機関等と連携しながら，引き続き，全庁的に施策を推進してまいります。（男女平等参画課）

女性管理職の登用につきましては，今後とも，女性職員がその能力を最大限に発揮できるよう，適正な人事配置や能力開発，キャリア形成支援等を図るとともに，将来的に管理職を担う人材を計画的に確保できるよう，女性職員を係長等に積極的に登用し，人材の裾野の拡大に努めてまいります。

産休育休の取得につきましては，特に男性職員の取得率が低い状況にありますので，今後とも，研修等を通じて，組織全体でワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識の醸成を図るとともに，庁内ネットワークや職員研修等で休暇制度の周知や取得促進を呼びかけるなど，全ての職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

なお，職員の任用につきましては，地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため，本市におきましては，競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては，職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。（人事課）

18. 男女差別の相談やLGBT等性的マイノリティの方への相談体制をさらに充実する。

回答№139.【担当課：男女平等参画課】

男女差別の相談につきましては，電話や面接等において随時受付けております。また，苦情の申し出があった場合には，水戸市男女平等参画基本条例に基づき設置している，水戸市男女平等参画苦情処理委員会において調査審議し，解決を図ってまいります。

性的マイノリティに関する相談につきましては，令和元年８月から電話相談を月１回実施しており，また，令和２年４月からは，Ｅメールによる相談受付を開始し，随時相談を受け付けられる体制の整備を図りました。各相談については，相談者が安心して相談できるように，臨床心理士でもあり当事者でもある方を専門相談員として配置できたことから，「専門的心理支援」と「ピアサポート」が同時にできる状況となっております。

今後とも，効果的な手法の検討や積極的な情報発信など，差別や偏見から生じる悩み等に応じる体制の整備に努めてまいります。

19. 公契約条例を制定し、公共事業の労働者の賃金水準を引き上げる。小規模工事登録制度・商店リニューアルへの助成制度をつくる。

回答№140.【担当課：契約検査課，商工課】

公契約条例の制定につきましては，業務に従事する労働者の適正な賃金水準及び労働条件の確保，工事等の品質の向上が図られる有効な手段でありますが，国におきまして，ＩＬＯ第94号「公契約における労働条項に関する条約」が批准されていない状況であります。引き続き，国・県の動向を見極めながら調査・研究を進めてまいります。

なお，労働者の賃金につきましては，市場実態等を的確に反映した最新の労務単価を採用し，工事等の適正な積算を行っております。今後とも，低入札価格調査制度等のダンピング対策により，下請業者及び労働者へのしわよせ防止や不当な中間搾取の防止に努め，労働者が不利益を被らないよう取り組んでまいります。

また，小規模工事につきましては，各課におきまして，工事内容の技術特性や施工実績を考慮するとともに，地元企業の育成に資する適切な業者選定に努めた発注とすることができますので，現行制度を継続してまいります。（契約検査課）

既存店舗のリニューアルに対する助成につきましては，ニーズや費用対効果，他市の状況等を踏まえ，研究してまいりたいと考えております。（商工課）

20. 収税行政について、生活実態にあった分納を認め、年金や給料等からの強権的な取り立てはやめる。失業・倒産・病気などによる滞納の場合は延滞金を減免する。厳しい取立てで自殺者まで出している茨城租税債権管理機構への委託は行わない。

回答№141.【担当課：収税課】

差押えにつきましては，税の公平性の観点から，財産調査により納税の原資となりうる財産があるにもかかわらず納税に応じない方に対し，地方税法や国税徴収法の規定に基づき行っております。

なお，一括納付が困難な方に対しましては，生活状況等を踏まえながら，納付方法等につきまして引き続き丁寧な相談を行ってまいります。

延滞金につきましては，納期限までに納めた方と納期限に遅れた方との公平を期すための制度であり，原則として延滞金全額を納付していただくものであります。しかしながら，災害や病気，失職などでやむを得ない事情があり，納期限までの納付が困難と認められる場合には，減免申請を受け付けております。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては，回答№63でもお答えしたとおり，度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や，滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの，広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており，引き続き，当該機構の専門的なノウハウを活用し，滞納事案の早期解消に努めてまいります。

21．市営住宅について

① 改善された家賃減免制度を広く知らせ、対象者に積極的に適用する。

回答№142.【担当課：住宅政策課】

減免制度につきましては，令和２年７月１日からの制度改正後，速やかに市営住宅入居者に対し案内の通知を送付しております。また，全戸に対し定期的に通知を送付するなど対応しております。今後とも，減免制度の周知に努めてまいります。

② 市営河和田住宅のハト被害防止対策を進める。空き家のベランダに防止網を設置する。

回答№143.【担当課：住宅政策課】

これまで，自治会の協力をいただきながら，空き室のベランダや階段などの共用スペースへのハトの侵入を防ぐ防護ネットの設置，ベランダの清掃，高周波を発生させるハト対策機器の設置などにより対策を継続してきたところで，徐々に改善されてきているところではあります。今後とも，指定管理者である茨城県住宅管理センター及び自治会と連携を密に図りながら，粘り強く様々な対策を講じてまいります。

③ 風呂釜と浴槽未設置の住宅に速やかに設置する。

回答№144.【担当課：住宅政策課】

風呂釜や浴槽の設置につきましては，平成 30 年策定の「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次）」において，新たな入居に合わせた随時の設置とする方針を定め，効率的に入居者のニーズに対応しているところであります。今後とも，問合せに対し丁寧に説明を行うとともに入居率向上に努めてまいります。

④ エレベーター未設置の市営住宅に、外付けエレベーターを設置する。

回答№145.【担当課：住宅政策課】

市営住宅につきましては，６階以上の全ての高層住宅にエレベーターが備わっておりますが，一方で３～５階の中層住宅では，一部のみの設置となっており入居率低迷の要因の一つと考えられます。このため，エレベーター追加設置につきましては，建物の構造的な問題や補助制度，費用対効果など様々な視点から十分に検討を進めてまいります。

⑤ 申請にかかわらず全ての階段に手すりを設置する。

回答№146.【担当課：住宅政策課】

手すりにつきましては，これまで長寿命化工事の中で計画的に設置してきており，引き続き，早期整備に向け推進するとともに，入居者からの申請に基づく設置につきましてもこれまでどおり適宜対応してまいります。

⑥ 管理運営の民間委託をやめ市直営に戻す。

回答№147.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の管理運営につきましては，市民サービスの向上及び効率的な施設の管理・運営を目的として平成 26 年度から指定管理者制度を導入しております。導入以降，民間事業者が持つノウハウや専門性などを活用した様々な効果が現れており，その一つとして家賃収納につきましては，滞納状況に応じた適確な納入指導により，指定管理者導入後，令和２年度末現在で，現年度分収納率が約５％向上しております。

また，施設管理では，緊急修繕の依頼について 365 日 24 時間対応としており，令和２年度については夜間・休日緊急修繕について年間 122 件対応しております。今後とも指定管理者制度を継続し，入居者皆様に安心していただけるサービス提供に努め，導入による効果を高めてまいります。

⑦ 老朽化した市営住宅の改修･改築をすすめ､約700もの空き室に入居できるよう改善する。

回答№148.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の適正な管理戸数のあり方につきましては，平成 30 年策定の「水戸市公営住宅長寿命化計画（第２次）」において，耐用年数を超過した住宅について，入居者の安全・安心の確保を図るため立地や環境等を考慮しながら計画的に建て替えまたは用途廃止を進めることとしております。今後とも人口減少や高齢化社会の情勢とあわせ，民間賃貸住宅や県営住宅の供給状況を踏まえ，市営住宅の適正な管理戸数を見極めながら適切に対応してまいります。

⑧ 強制退去を求める裁判を中止し生活実態にあった家賃分納を認める。

回答№149.【担当課：住宅政策課】

市営住宅の家賃等の納付につきましては，支払いが困難な入居者に対して分納や減免を認めており，家計を過度に圧迫することのないよう配慮しております。しかしながら，一部には悪質な滞納者もいることから，家賃をきちんと支払っている他の入居者との公平性の観点から，法的措置を実施せざるを得ない状況もございます。

⑨ 連帯保証人に滞納家賃の支払を求めない。2020 年４月以前の連帯保証人を解除･廃止する。

回答№150.【担当課：住宅政策課】

連帯保証人に対する滞納家賃等の請求につきましては，入居時の債務負担する旨の誓約書に基づき，民法上債務を負うものとされていることから滞納家賃等の支払いを求めております。

債務がない 2020 年以前の連帯保証人につきましては，新たな制度に基づき連帯保証人を解除し，緊急連絡先へ変更する申し出に応じております。

22. 空き家･空き地などの対策について

① 空き家対策の体制・予算を拡充し利活用を進める。

回答№151.【担当課：生活安全課】

本市の空家等対策につきましては，令和２年度に生活安全課を設置するなど，組織体制を強化しながら取組を進めているところであり，実効性のある空家等対策を総合的かつ計画的に展開するため，令和元年度には「水戸市空家等対策計画」を策定し，「空家等の発生の抑制」，「空家等の流通・利活用」，「空家等の適正管理」の３つの基本方針を定めております。空き家の利活用につきましても，この計画に基づき，各種施策の推進を図ってまいります。

② 空き家対策特別措置法に基づき行政代執行も含め、危険な空きビルや家屋の安全対策を実施する。周辺住民の安全確保・環境対策として無管理の荒れた空き地や所有者不明土地の解決を進める。

回答№152.【担当課：生活安全課】

管理不全な空家等や空き地につきましては，所有者等に対し，安全対策を含めた適正管理について，粘り強く助言指導などを行っているところであります。また，登記簿の所有者が不明な場合につきましても，相続人等について調査を進め，適切な対応を求めているところであります。今後とも市民の皆様が安全で安心して生活できるよう，快適な生活環境づくりに取り組んでまいります。

③ 空き家バンク制度を創設する。

回答№153.【担当課：住宅政策課】

近年，空き家の数が年々増加し，防犯，防災，まちづくりの面から懸念される状況が見受けられることから，来年度新たに，全国版空き家バンクを活用し，中古住宅の流通促進に取り組んでまいります。

23. 住民が日常的に利用する権利者不明の私道の危険箇所がある場合は市が対策を実施する。

回答№154.【担当課：建設計画課】

私道は，所有者が管理することとなっているため，対策等の検討につきましては，第一に所有者が行うこととなっております。

このような中，所有者，権利者の同意が得られた時のみ，砕石の敷均しを実施しております。

権利者不明の土地の取扱いに関しては，平成 30 年 11 月 15 日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が施行されるなど，少しずつではありますが法整備が進んでいるものの，これは公共事業の推進等に関して，行政側が権利者不明土地の相続等の登記を促すための法整備であり，このような土地の整理は，法定相続人等による登記手続きが原則となります。

御質問は権利者不明の私道でありますので，まずは所有者の方々でどうすべきかを検討いただきますようお願いします。

24. 生活道路整備について

① 狭あい道路整備、道路の修復予算を増額し前倒しですすめる。

回答№155.【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

狭あい道路及び後退敷地整備事業につきましては，関係地権者の同意が得られた路線について水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項に基づき，実現性の高い路線を採択することにより効率的に整備を進められるよう実施しているところであります。今後とも引き続き国の社会資本整備総合交付金を活用し，整備の迅速化に努めてまいります。（生活道路整備課）

道路損傷の修復につきましては，老朽化等により道路施設の劣化や損傷が進んでいることから，直営及び請負工事等により対応しておりますが，まだまだ道路修復の必要な箇所が市内各所で散見される状況にあります。

このようなことから，平成25年度からは国の社会資本整備総合交付金を，平成31年度からは公共施設等適正管理推進事業債をそれぞれ活用した予防保全型の舗装補修工事の実施や，道路補修の一部を水戸市建設業協同組合に委託するなど，迅速かつ効率的な補修業務の推進に努めているところであります。今後とも予算の確保に努め，良好な道路環境の維持を図ってまいります。（土木補修事務所）

② 道路脇の草木の繁茂で見通しが悪い場所や危険な道路は定期的に確認し速やかに除草、枝切りを行う。

回答№156.【担当課：道路管理課】

本市の道路区域内の草木につきましては，例年，繁茂する時期に合わせて，除草を実施するとともに，日常的な道路パトロールや市民からの要望などの情報をもとに維持管理を行っております。また，民有地より道路へ張り出した樹木や雑草につきましては，土地所有者又は管理者に対して，適正に管理されるよう指導しております。

今後とも，道路利用者の安全確保に向けて，計画的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

③ 側溝整備、排水路拡張をすすめ、ゴミや泥が溜まっているU字溝を速やかに改善する。

回答№157.【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

側溝の整備につきましては，市民から要望のあった路線について年次的に事業を進めておりますが要望が多く日時を要している状況であります。今後，要望内容等の再精査をするとともに予算の確保を図り，迅速かつ効率的な整備に努めてまいります。（生活道路整備課）

U字溝の清掃につきましては，市民の皆様からの通報や要望，道路パトロールに基づき，土砂等の堆積状況を確認の上，直営又は業務委託により対応し，適切な維持管理に努めてまいります。（土木補修事務所）

④ 市道及び県道の白線が車の通行で消えている場所が多く、速やかに白線を引き直す。

回答№158.【担当課：土木補修事務所，道路管理課】

市道における滅失した車道外側線や車道境界線等の区画線の再設置につきましては，市民の皆様からの通報や，道路パトロールに基づき，順次実施しており，平成 30 年度からは予算を増額して，鋭意再設置に努めております。

今後とも引き続き，滅失区間の把握に努めるとともに，財源の確保を図り区画線の再設置を推進してまいります。（土木補修事務所）

滅失した県道部分の区画線につきましては，市民の皆様からの報告や日常のパトロールに基づき，適宜，道路管理者である茨城県に対して，区画線の再設置を要望してまいります。（道路管理課）

25. 住宅リフォーム助成制度の対象条件を改善する。昭和56年以前に建築した建物でも対象とし、多くの市民が利用できるよう制度を拡充する。

回答№159.【担当課：住宅政策課】

住宅リフォーム助成制度の対象とする建物の要件につきましては，新耐震基準が適用された昭和 56 年６月１日以降に建築確認を受けた建物に限定しており，住宅を安全に，安心して長く使っていただくことを制度の目的としております。このため，昭和 56 年以前の建物であっても耐震改修等を行うことにより，本制度の活用が可能となっております。

26. ブラック企業・ブラックバイトの実態把握を県や労働局とともに行い、相談窓口を設置する。

回答№160.【担当課：商工課】

若年者の過重労働が疑われる企業等への重点監督による実態把握は,厚生労働省で実施されており，多くの事業場に法令違反があったという実態を踏まえ，労働局及び労働基準監督署におきまして，総合労働相談コーナーを設置しております。

本市といたしましても，引き続き，雇用維持や雇用環境の改善に向け，茨城労働局等の関係機関と連携し，これらの相談窓口の周知に努めてまいります。

27. 中小企業に対する自治金融は、税滞納の分納中でも融資対象とする。

回答№161.【担当課：商工課】

自治金融制度は，中小企業の経営の安定化を図り，健全な発展に向けて実施しているものであり，税の公平な負担という観点から，市税の完納を条件とすることは必要であると考えております。

28. 公共交通について

① 乗合 1000 円タクシーの料金引き下げ、乗降場所を増設し、全市に拡大する。

回答№162.【担当課：交通政策課】

本市におきましては,「水戸市公共交通基本計画」に基づき，路線バスの多い既成市街地では，路線バスの利用促進を，公共交通の空白地区では，1,000 円タクシーを運行することで、中心市街地と郊

外部の移動を円滑にする交通体系づくりを行っております。

このため，1,000 円タクシーは，公共交通空白地区を対象とし，現在，８地区まで導入を進めており，来年度で全ての交通空白地区の導入が完了する予定です。

料金につきましては，これまでの実証実験の結果と利用者負担の公平性から設定したものでございます。新たな料金設定については，利用状況を見極めながら，判断してまいります。

乗降場所については，利用者アンケートや利用実績等を踏まえ，地区会役員等と協議しながら毎年度見直しを図っております。今後も各地区のニーズの把握に努めながら，利便性の高い移動手段になるよう努めてまいります。

②　高齢者がバス利用時のシルバーパス制度を導入する。地域コミュニティバスの運行を実施する。

回答№163.【担当課：交通政策課】

各バス事業者において，高齢者向けのお得なフリーパスを発行しておりますので，その周知を強化するとともに，引き続き，各自治体の事例について調査検討してまいります。

コミュニティバスにつきましては，運行している近隣の市町村もございますが，過度な行政負担が大きな課題となっていることから，本市におきましては，バス路線の再編や 1,000 円タクシーなどにより，既存の交通資源を最大限に活用することで，利便性の高い公共交通を構築してまいります。

③　運転免許返納した高齢者などへの外出支援のため、タクシー代補助制度を実施すること。

回答№164.【担当課：交通政策課】

本市では，路線バス等の公共交通の充実を図りながら，高齢者をはじめとする全ての人が安心して移動できる交通体系の実現を目指し，取組を進めており，超低床ノンステップバスの導入や，バス事業者で販売している高齢者向けのお得なフリーパスのＰＲに努めております。

また，路線バスを利用しにくい市郊外部では，低廉な利用者負担で利用できる 1,000 円タクシーの導入を進めており，本市の公共交通の状況に合わせた取組を行っているところです。今後とも，地域の実情に応じた交通モードを組合わせることにより，高齢者が安心して外出できる環境づくりを進めてまいります。

④　バス停（浜田たいらや店前、下市イオン店前、見川一周館前など）に屋根とベンチを設置する。

回答№165.【担当課：交通政策課】

「水戸市バリアフリー基本構想」では，水戸駅周辺を重点地区とし，屋根やベンチを設置し，バス待ち環境の向上を図ることを施策の一つとしております。この重点地区内にある泉町１丁目のバス停について，現在，改修に向けて準備をしているところです。

その他のバス停につきましては，今後，調査を行い，水戸市バリアフリー環境整備推進協議会に諮りながら，設置場所などを協議してまいります。

⑤　周辺に明かりがなく利用する市民に防犯上の不安があるバス停に照明を設置する。

回答№166.【担当課：交通政策課】

バス停の維持管理は，バス会社が行うものですが，周辺に明かりの少ない場所にあるバス停は，バスの本数が少ない上，最終便の時間も 18 時から 19 時台であることが多く，バス停に対する夜間照明の必要性は低いものと考えます。

また，夜間の照明が必要となるのは，乗車するための待ち時間になりますが，周辺に街路灯がある場合が多く，ここ数年，利用者からバス事業者に対して，照明についての要望はないとのことです。

引き続き，バス事業者と連携は図りながら，状況を把握し，安心してバスを利用していただける環境づくりに努めてまいります。

29. 所得税法第56条を廃止し、事業主・家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。

回答№167.【担当課：市民税課】

所得税法第 56 条の規定は，我が国の個人事業が，家計と事業から生じる所得を切り離して考えることが困難であること，家族間だけで決めた給与等の支払いを認めてしまうと所得分割を許すこと，それに伴う税負担の不公平を防ぐことなどから定められたものです。

この規定は，所得を算出する際に，事業主が家族従業員等に支払った給与等を必要経費として控除できる限度額を定めたものであり，それ以上の給与等の支払いを禁止したものではありません。また，所得税法第 57 条第 1 項により，青色申告を行えば，家族従業員への給与額を税務署に届けることにより，その額を必要経費に算入できることが規定されています。

なお，国においては，今後，個人事業主を含む小規模企業等に係る税制のあり方について総合的に検討するとしており，その中で家族従業員へ支払う賃金の取り扱いについても議論されるものと考えております。

30. 米価暴落対策のため、余剰米を国が買い上げ、子ども食堂、生活困窮世帯への食料支援に活用すること、77 万トンのミニマムアクセス米の輸入を中止するよう国に求めること。米価が暴落した農家には市独自の補助を実施すること。

回答№168.【担当課：農政課】

余剰米の買い上げについては，米価安定を目的とした備蓄米の買い入れの増枠について，令和３年産米に係る国との転作推進について意見交換した際，本市からも提案しておりますが，国からは，備蓄米制度を米価安定に向けて運用することは，制度の目的が異なり予定していないとの説明がございました。

また，ミニマム・アクセス米につきましては，国家外交に係るため，市として国への要望は難しいと考えております。また，市独自の補助については，他産業との公平性を確保する必要があることから，米を含む農産物の急激な下落への備えとして，引き続き，経営所得安定対策及び農業セーフティネットへの加入を促進してまいります。

31. 新規就農者、家族経営農家に対する市独自の補助を実施する。県のニューファーマー育成支援事業の対象拡大を求める。定年後の農業参入者、後継者に支援し、担い手を増やす。

回答№169.【担当課：農政課】

本市では，市独自の支援策として，新規就農者に対する営農開始時の経費の一部助成のほか，新規就農希望者が市内研修機関等で研修を受ける経費の一部助成を行っております。令和２年度には，定年帰農者を想定し，研修に係る助成対象者の年齢上限を 45 歳から 65 歳まで引き上げたところです。担い手の確保・育成については，重要課題と認識しており，県のニューファーマー育成事業の拡充要望も含め，引き続き，多様な農業従事者の確保・育成に努めてまいります。

32. 農家経営の安定と生産拡大を図るため、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする市独自の上乗せ補償を行う。

回答№170.【担当課：農政課】

農家経営の安定に向けた農産物の価格補償等につきましては，農業収入全体を補償対象とする収入保険や，米，麦・大豆等を対象とした経営所得安定対策，畜産物価格安定制度等，国の制度への加入を推進しており，野菜価格安定制度，畜産配合飼料価格安定制度については，市独自に積立金への助成を行っております。これらの制度は標準的収入や生産コストを基に設計されており，引き続き，加入を推進してまいります。

33. 財政調整基金を新市民会館に使うことは中止し、市民のくらし・福祉・教育の予算に活用する。

回答№171.【担当課：財政課】

財政調整基金は，災害などの不測の事態や年度間の財政需要の不均衡を調整するための基金です。このため本市では，適正な残高を維持しつつ，新市民会館の整備などの臨時的な財政需要に対して，計画的に活用しているところであります。

福祉，教育等の市民サービスにつきましては，引き続き重点的な予算措置を行い，施策の更なる充実に取り組んでまいります。

34. 行革プランは抜本的見直しを行う。学校給食、公設市場、市民センター、道路補修、家庭ごみ収集運搬などの民間委託は行わず直営で行う。拙速な「こども部」創設は行わない。

回答№172.【担当課：行政経営課】

人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境の変化に対応するとともに，「第６次総合計画」の各種施策や中核市移行に向けた取組などを推進するためには，行政運営の効率化を図るなど，一層の行財政改革に取り組む必要があります。

本市では，複雑・多様化する市民ニーズに応え，行政サービスの質を向上させるため，安定した行財政基盤を構築すること，限られた資源を有効活用すること，そしてそれらを担う人材を育成するこ

とが必要であることから，平成 27 年度に「行財政改革プラン 2016」を策定し，実施項目を推進しているところです。

今後も，「行財政改革プラン 2016」に基づき，「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指して，行財政改革に取り組んでまいります。

令和４年度の組織体制については，子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で生じる課題に，迅速かつ柔軟に対応するため，子育て支援施策の一体的・総合的な推進を図ることができる組織として，こども部を創設してまいります。

35. 職員定数をふやし過重労働･長時間労働を改善する。メンタルヘルス対策を充実し働きやすい職場環境をつくる。市職員の約４割を占める会計年度任用職員の処遇を改善し正職員化を進める。

回答№173.【担当課：行政経営課，人事課】

厳しい行財政環境の中，義務的経費の抑制は大きな課題となっており，財政の硬直化を防ぐため，市民サービスの維持・向上に十分配慮しながら，民間活力の活用や事務の効率化を図り，職員定数の適正化を進めてきました。

今後も，新型コロナ感染症対策等の新たな行政需要を踏まえながら，簡素で機能的な組織・機構の編成に努めるとともに，職員定数の適正管理を図ってまいります。（行政経営課）

メンタルヘルス対策につきましては，全職員に実施しているストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善に関する研修や産業医及び精神科健康管理医などの健康管理スタッフによる支援などを通じ，所属長を含めた職場全体として心身の健康を意識する職場づくりを進めるなど，予防と再発防止の両面からメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでまいります。

令和２年度から導入された会計年度任用職員制度につきましては，任用しようとする職に必要な資格や職務経験などを踏まえて給与水準を決定し，一定の基準に基づき期末手当を支給しております。このほか，休暇等も国の制度に準拠した適切な設定を行っており，令和４年１月からは産前産後休暇の有給化等の処遇改善を図ったところであり，引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

なお，職員の任用につきましては，地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため，本市におきましては，競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては，職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。（人事課）

36. 自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換を進める。水戸市の環境は、太陽光、小水力、バイオマスなど新たな電力の可能性が高い。エネルギーの地産地消をめざし効果的な施策を行う。

回答№174.【担当課：環境保全課】

本市におきましては，「水戸市環境基本計画（第２次）」に基づき，地球温暖化対策の推進，循環型社会の構築等，環境保全に関する施策について，積極的に取り組んでおります。

中でも，地球温暖化対策につきましては，「水戸市地球温暖化対策実行計画」に基づき，省エネルギー機器等の普及促進に取り組むとともに，公共施設への充電設備の設置等を通して次世代エコカーの普及に努めるなど，省エネルギーを推進しております。また，太陽光発電システムの公共施設への導入を進めるほか，住宅等への設置を促進するなど，創エネルギーを推進しております。

そのほかにも，下水処理施設における，消化ガス発電や，新清掃工場における，ごみの焼却熱を利用した発電を実施しております。

さらに，令和４年度には，「第２次地球温暖化対策実行計画」の策定を予定していることからも，環境を取り巻く状況，時代の変化，国の動向等を注視したうえで，自然エネルギーや再生可能エネルギーに関する新しい施策の調査，研究を進めてまいります。

37. 市は千波公園（黄門像広場周辺地区）に飲食･物販事業などで民間事業者を公募するパーク PFI を導入する計画だがコロナ禍で見通しは立たない。施設の必要性、営利事業と公共性の両立、施設規模や将来の維持管理など問題山積の PFI は導入せず、市民参加で幅広い意見を募り計画を見直すこと。

回答№175.【担当課：公園緑地課】

本市におきましては，平成 28 年５月に「偕楽園公園（千波公園等）整備基本計画」を策定し，黄門像広場周辺においては新たな観光交流拠点として整備を図ることとしております。これを踏まえ，令和元年度，偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会において，民間資金の活用により市の財政負担を軽減するとともに民間の柔軟なアイデアを取り入れた千波公園の更なる魅力向上が可能となるパークＰＦＩ事業の制度活用により，黄門像広場周辺地区において飲食・物販等の機能を有する施設整備を目指すことで了承をいただいております。今後，県の進めるパークＰＦＩ事業とも十分に連携を図りながら，市民に喜んでいただける環境整備を推進してまいります。

38. 県が進める偕楽園月池地区整備事業は、環境省が重要湿地に選定した緑の保全が必要な千波湖周辺地区に位置し、迎賓館や高級レストランなどコロナ禍における市民ニーズにも合致していない。水戸市民の意見も聞かず、市事業との調整もない事業であり県に中止を求めること。

回答№176.【担当課：公園緑地課】

茨城県では，令和２年４月に，専門家や，地元団体などとの十分な議論を経て偕楽園や歴史館，千波湖周辺地区における整備方針として「偕楽園アクションプラン」を策定し，通年型の観光拠点を目指すこととしております。偕楽園月池地区のパークＰＦＩ事業は，本アクションプランに基づき進められているところであり，本市としましても黄門像広場周辺地区との十分な連携を図り相乗効果を高めてまいります。

また，月池地区では市民が日常的に憩える空間づくりを進めるとともに，偕楽園からの景観，あるいは周辺環境と調和のとれるよう十分に配慮した低層建物を予定していると県から伺っており，今後とも県と市が情報共有し共に連携を図りながら魅力向上を目指してまいります。

39. スポーツ施設利用時の「いばらき公共施設予約システム」をスマートフォンからアプリで予約できるよう改善する。各種イベントなど市の情報提供と連動させ市民の健康増進に活用すること。

回答№177.【担当課：体育施設整備課】

本市ではスポーツ施設利用の予約に，県が運営する「いばらき公共施設予約システム」を活用しております。パソコンやスマートフォンから，当該システムは，スポーツ施設等の空き状況検索や予約申込みができます。アプリでの予約や各種イベントの情報提供など機能充実につきましては，利用状況や市民ニーズを把握しながら，システムを運営する県や参加する自治体と調整してまいります。

40. マイナンバー制度について、頻発する個人情報の流出や国家の国民監視につながるマイナンバーカードと保険証や免許証、銀行口座など個人情報との紐づけや運用は、市民の安心安全を守る観点から行わないこと。

回答№178.【担当課：情報政策課】

マイナンバー制度に係る市町村の事務につきましては，関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

また，マイナンバーカードは，令和３年 10 月から健康保険証としての利用が可能となったところであり，令和７年３月には，運転免許証との一体化が予定されております。

セキュリティ対策につきましては，国において充分な措置が講じられており，引き続き，国及び茨城県と連携を図るとともに，本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し，情報漏洩の無いように努めてまいります。

【5】防災と被災者支援

1. 地域防災計画を改定し、住民の避難対策や災害備蓄品を拡充する。防災ラジオの支給拡大等、防災情報が全市民にゆきとどく体制を整える。

回答№179.【担当課：防災・危機管理課】

「市地域防災計画」につきましては，本市の防災・減災対策の大綱を定めており，災害対策基本法及び水防法の改正，茨城県地域防災計画の改定内容等を反映し整合を図るとともに，近年の災害の教訓等を踏まえ，適宜改定を行っているところであります。令和３年度におきましては，令和元年台風 19 号の教訓，新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の強化等を踏まえ，改定したところであります。

本市におきましては，災害時における迅速かつ円滑な避難に向け，避難所情報を掲載したパンフレットや洪水，津波，土砂災害に係るハザードマップを作成し，本市ホームページへの掲載とともに，対象となる各世帯への配布を行うほか，防災訓練や防災講座など，あらゆる機会を通じて，避難方法や身近な災害リスクをはじめとする防災意識の啓発に努めております。あわせて，自主防災組織との

連携体制の構築をはじめ，災害時要配慮者の支援体制づくり，避難所指定動員の導入など，地域の防災力の充実・強化を図りながら，実効性のある避難対策に取り組んでいるところであります。

備蓄体制の拡充につきましては，これまで，指定避難所である市民センターや小・中学校において，初動段階で必要となる非常食，飲料水，簡易トイレ，発電機，さらには，プライバシーの確保や感染症対策にも有効な間仕切りなどを配備してきたところであり，本庁舎やアダストリアみとアリーナへも備蓄倉庫を設置し，備蓄体制の強化を図っております。令和元年度には，県内で初めて乳児用液体ミルクの備蓄を開始し，子育て世代の支援に努めるとともに，高齢者等への配慮として、段ボールベッドを備蓄いたしました。

女性や性的マイノリティの方をはじめ，要配慮者，外国人など，様々な視点からの対策につきましては，女性専用のトイレや更衣室，授乳室を設置するとともに，福祉避難所の指定，市民団体との協働による外国人向けのリーフレットの作成などに取り組んでまいりました。

さらには，アレルギーや内臓疾患を患っている方でも食べられる非常食をはじめ，乳児用液体ミルク，段ボールベッドの備蓄などに取り組むとともに，避難所においては，性別にかかわらず誰もが安心して生活できるよう，多目的トイレを設置するとともに，共同入浴が難しい方には個別の入浴時間を設けることなどをマニュアルや地域防災計画にルール化したところであります。

今後とも，防災訓練などを通じて，避難者の多様なニーズを把握し，安全で安心できる避難環境を一層整えてまいりたいと考えております。

また，市民への迅速かつ的確な情報伝達は，災害時の混乱の抑制，被害の軽減につながる重要な施策であることから，ＭＣＡ無線機や衛星携帯電話の配備，ＬＩＮＥ，Twitter，Facebook といったＳＮＳの活用，ヤフー防災速報アプリの導入など，新たな手法を積極的に導入してまいりました。

さらには，防災行政無線の再整備を行うとともに，ＦＭぱるるんとの連携のもと，災害時に自動で起動し，本市からの緊急情報を入手することのできる防災用自動起動ラジオの頒布を，平成 31 年１月から順次進めております。この防災ラジオにつきましては，洪水・津波の浸水想定区域や土砂災害警戒区域など，市内の災害リスクの高い地区に居住の方をはじめ，災害時に支援が必要な避難行動要支援者等への無償貸与を実施しております。令和２年度からは，無償貸与の対象とならない地域に居住する方や市内の事業者も防災ラジオをお使いいただけるよう，有償貸与を開始したところであります。

今後とも，各種防災・減災対策を優先的かつ集中的に取り組み，市民の皆様の安全はもちろんのこと安心していただける環境を整えてまいります。

2．　那珂川および支流の河川整備をすすめる。

①　那珂川緊急治水対策プロジェクトを前倒しで実施すること。

回答№180.【担当課：建設計画課】

令和２年１月 31 日，国・県・市で構成する「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」において取りまとめた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に基づき，河道掘削や樹木伐採，既存堤防の強化に向けた取組を進めております。

本プロジェクトの取組のうち，「遊水・貯留機能の確保・向上」，「土地利用・住まい方の工夫」につきましては，地域の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であることから地域の皆様と意見交換会を数回にわたり開催しております。

本市といたしましても，１日も早く事業の進捗が図られるよう，令和３年 11 月に那珂川沿川の６市町で構成され，高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」において，国土交通省や財務省，地元選出の国会議員に対し，早期の事業推進について要望を行ったところです。

今後とも引き続き，地域実情に合った効果的な治水対策について意見交換を重ね，地域の方々との合意形成を図りながら，水害に強いまちづくりの早期実現に向け，全力で取り組んでまいります。

② 那珂川の支流（藤井川、田野川、西田川、新川、桜川など）の氾濫、溢水の再発防止へ堤防建設や補強、常時監視カメラを設置すること。

回答№181.【担当課：建設計画課】

茨城県管理河川のうち，藤井川・田野川・西田川における令和元年の台風 19 号による被災箇所につきましては，令和２年７月までに本復旧が完了し，従前の構造よりも強化されております。

また，藤井川・田野川においては，堤防天端や堤防裏法尻の強化対策が実施されてきました。

今後とも，引き続き茨城県に対し，茨城県管理河川について河川整備計画に定められた事業期間の前倒しによる早期整備とともに，監視カメラや水位計の増設による河川監視体制の強化について強く働きかけ，沿川の方々が，一日も早く安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指し要望してまいります。

③ 流下能力改善のため河道掘削･樹木伐採など抜本的な河川改修をおこなうこと。

回答№182.【担当課：建設計画課】

河道掘削や樹木伐採につきましては，令和２年１月 31 日，国・県・市で構成する「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」において取りまとめた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の重要な取組の一つとなっております。

樹木伐採は，国田地区をはじめ，中河内，根本や若宮地区で実施しており，河道掘削は，渡里地区をはじめ，水府地区やひたちなか市枝川地区を集中的に進めているところです。今後は，河川区域内に残された民有地の整理ができ次第，更なる掘削を行う計画としております。

引き続き，河底の深掘りによる塩水遡上や取水への影響を考慮しながら，効果的な河川改修が行われるよう働きかけてまいります。

④ 溢水した箇所の堤防かさ上げ、補強をおこなうこと。

回答№183.【担当課：建設計画課】

今後とも，各河川管理者に対し，無堤防地区の早期築堤や既存堤防の補強，堤防高さ不足区間の嵩上げなど，防災・減災，国土強靭化の取組に合わせて加速化されるよう働きかけ，沿川の方々が，一日も早く安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指して要望してまいります。

⑤　那珂川無堤防地区(大野地区など)の堤防を早期建設すること。

回答№184.【担当課：建設計画課】

大野地区におきましては，平成 24 年度から上大野小学校北側付近から東水戸道路付近までの区間にて築堤事業に着手しており，堤防整備に必要な用地を確保しながら，順次整備が進められております。

また，桜川合流部から勝田橋までの間の吉沼地区におきましても，「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に位置付け，築堤事業に着手しており，令和３年６月には地元関係者への説明会を開催し，現在，用地測量及び補償交渉が進められております。

本市といたしましても，１日も早く事業の進捗が図られるよう，令和３年 11 月に那珂川沿川の６市町で構成され，高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」において，国土交通省や財務省，地元選出の国会議員に対し，早期の事業推進について要望を行ったところです。

今後とも，市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるべく，早期の築堤を含めた河川改修について引き続き，国に対し，要望してまいります。

⑥　国田地区浸水防止対策は、住民との話し合いを密にしながら、早急にすすめること。

回答№185.【担当課：建設計画課】

国田地区におきましては，令和元年台風 19 号による被災を受け，国により「国田地区浸水防止対策」が進められております。

対策に当たっては，沿川関係者の御協力が必要不可欠であることから，複数回にわたり説明会を開催するなど，地域の皆様より御意見を賜りながら進めているところです。

今後とも，地域の皆様への丁寧な説明を行い，地域の方々に御理解・御協力をいただきながら，早期実現に向け，引き続き国との連携を強化してまいります。

⑦　藤井川の無堤防地区に堤防を早期に建設すること。

回答№186.【担当課：建設計画課】

これまで，既存堤防の強化対策も含めた河川改修事業の促進につきまして，国の直轄河川である那珂川や涸沼川，また，藤井川をはじめとする県管理河川につきましても，毎年度，各河川管理者に要望を行っております。

令和元年の台風 19 号による被災の際には，被災後直ちに，被災した堤防の早急な復旧をはじめ，早期の河川改修など緊急要望を茨城県に対し実施したほか，「久慈川・那珂川流域における減災対策協議

会」においても，被災した河川の復旧や早期整備はもとより，支川を含めた河川整備計画の検証並びに体制強化を訴えました。

引き続き，藤井川や西田川をはじめとする県管理河川につきまして，無堤防区間における堤防の整備や既存堤防の強化について強く働きかけ，沿川の方々が，一日も早く安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指して要望をしてまいります。

⑧　藤井川樋門の管理体制を強化する。

回答№187.【担当課：防災・危機管理課】

水門及び樋門につきましては，逆流防止を目的に河川管理者などが施設を整備し，維持管理しております。運用につきましては，消防や土地改良区などが河川管理者から委託されており，河川の水位を注視しながら，施設周辺をパトロールするとともに，水門等の開閉操作を行っているところです。

藤井川の樋門につきましては，令和２年１月の逆流による浸水被害を受け，樋門の運用管理について所有者である土地改良区と河川管理者である茨城県水戸土木事務所で確認を行うとともに，再度の浸水被害防止に向け，本市，土地改良区，水戸土木事務所，藤井川ダム管理事務所の間で連絡体制を構築し，運用しているところであります。

引き続き，県との緊密な情報交換に努めることはもとより，迅速かつ適切な情報収集に取り組むとともに，パトロールを強化するなど，実効性のある水防活動の推進に努めてまいります。

⑨　水門や排水ポンプ機能を強化する。水没した鳴戸川排水ポンプ場の改修・配電盤をカサ上げする。

回答№188.【担当課：建設計画課】

鳴戸川排水機場につきましては，令和元年の台風第 19 号の際に，排水ポンプや水門の電源設備が水没し電源喪失するなど，管理上の不具合が見つかったことから，令和３年３月に電源設備の高所への移設や施設の耐水化対策が完了いたしました。

施設の適切な維持管理が必要不可欠であると強く認識していることから，引き続き国に対し，施設の適正な維持管理について働きかけてまいります。

⑩　石川川の元石川町、大場町などの水害防止へ、早期の堤防整備、市の調節池の容量を拡大する。

回答№189.【担当課：建設計画課】

石川川につきましては，涸沼川合流地点から，北関東自動車道高架橋を超えた上流側に位置する県道中石崎水戸線石川橋までの約 5.0km 区間は，茨城県が管理する河川区間となっており，県管理河川区間において氾濫が見受けられることから，毎年，県に対し早急の河川改修を要望しております。

現在，県により，石川川河川改修事業として水戸市秋成町にある取水堰改築工事及び護岸整備工事が進められており，併せて流下能力を阻害する土砂の浚渫等の適切な維持管理を行うことで，流下機能の確保に努めているところです。

大場地区の水害を防止するためには，石川川の抜本的な河川改修が有効な手段でありますが，下流側の県管理区間では，多くの未整備区間が残っていることから，県に対し，早期の整備を働きかけるとともに，上流側における調節池の容量の拡大につきましては，今後とも状況等の把握や有効性の検証に努めてまいります。

3.被災者支援金を半壊･一部損壊も対象とする。生活再建支援金および住宅応急修理の補助額、被災農家や中小業者に対する災害復旧事業の補助率を引き上げる。農作物被害に対し十分な支援をおこなう。出荷不能となった農作物に市独自補助を実施する。

回答№190.【担当課：防災・危機管理課，住宅政策課，商工課，農産振興課】

本市におきましては，国の支援制度では対象にならない半壊世帯に対して 25 万円の支援金を支給するとともに，本市独自の災害見舞金について，令和元年東日本台風での被害に際して，全壊の世帯に対して７万円から 10 万円に，半壊世帯に対しては３万円を５万円に増額して対応し，被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の生活再建支援の充実に向けましては，ニーズに応じた支援のあり方について，国や県と連携し対応してまいります。（防災・危機管理課）

住宅の応急修理については，災害救助法に基づき，被災箇所の修理を市が直接行うものであり，その修理のために支出できる費用等の適用については，国の制度設計に沿って実施しております。（住宅政策課）

商工業の営業再開に向けた支援といたしましては，茨城県との協調により，災害復旧融資に係る信用保証料及び利子補給のほか，産業活性化コーディネーターによる戸別訪問での相談対応を行っております。

また，県被災中小企業復旧支援事業費補助金につきましても，積極的な活用を促進しながら，中小零細事業者への支援に努めております。（商工課）

営農再開に向けた農業者支援につきましては，茨城県との協調により，農業用機械・施設の修繕等に対する支援や，災害資金への利子補給のほか，樹草勢回復のための肥料代や薬剤代，蒔き直しの種苗代に対して助成しております。

さらに，令和元年台風第 15 号，第 19 号においては，被害の大きかった水戸のブランド農作物「水戸の柔甘ねぎ」の生産維持に必要な資材等に対し，市独自の補助を創設し，支援いたしました。

今後も国や県と連携を図りながら，被害を受けた農業者が早期に営農再開できるよう積極的な支援を推進してまいります。（農産振興課）

4.那珂川洪水発生時に国が氾濫発生情報を発表せず、避難が遅れた教訓を踏まえ、迅速な情報伝達、人員体制強化など再発防止策を講じる。

回答№191.【担当課：防災・危機管理課】

令和元年東日本台風での対応を踏まえ，国では，常陸河川国道事務所の人員体制を増員し，那珂川の水位情報や災害情報などについて的確に発信できる体制を整えるとともに，那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいて，堤防の越水，決壊を検知する機器の開発・整備をはじめ，危機管理型水位計，簡易型河川監視カメラ等の情報伝達機器の設置などを進めております。

本市においても，国，県と連携し災害時を想定した伝達訓練に取り組むほか，より分かりやすく情報を伝えるため，避難指示の発令時などにおいて，避難を呼びかける言葉とともに，緊急性を伝えるため防災行政無線によりサイレンを鳴らすことといたしました。

引き続き，適切な情報交換や円滑な情報伝達ができるよう，国や県との連携を強化し，市民の皆様への迅速かつ的確な情報提供に努めてまいります。

5.避難所について

①避難所における新型コロナウイルスの感染予防策を徹底する。避難所ごとに新型コロナ対応も含めた避難物資を十分に確保する。検温・消毒、避難者対応など人員配置を拡充する。症状別の避難者の適切な誘導、迅速な情報提供を行う。

回答№192.【担当課：防災・危機管理課】

本市におきましては,感染が拡大した状況において,地震や洪水などの災害が発生した場合に備え,市民の生命を守るとともに，避難所における感染リスクの低減を図るため，国内で感染者が確認された段階から検討を始め，令和２年５月に，新型コロナウイルスに感染する恐れのある状況下における避難所運営に関する指針を策定いたしました。

基本方針として，避難準備・高齢者等避難開始情報の発令段階から可能な限り多くの避難所を開設すること，避難者の体調等に応じて避難する施設を振り分け，一般の方は小学校に，体調が悪い方は中学校に，避難行動要支援者の方は市民センターに避難していただくことなどを，指針に位置付けたところであります。

また,受入施設を増やすとともに,高齢者の方をはじめとする避難者の体への負担を軽減するため,茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部の皆様と，避難者の受入れに関する協定を締結し，ホテルや旅館等も活用することとしております。

避難所の運営につきましては，受付において，避難者の体温を測定することや基礎疾患の有無を確認することを新たにマニュアル化し，適切な誘導に努めることといたしました。避難所におきましては，飛沫感染を抑制するため，避難者間の距離を確保するための間仕切りや，段ボールベッドを活用することとし，感染症対策に必要な体温計や手指消毒液などの資材について，既に各避難所に配備しているところです。そのほか，十分な換気を実施すること，避難者の健康状態を定期的に確認するこ

と，さらには，発熱，咳等の症状が出た方のための専用のスペースを確保することなど，避難者の安全はもちろん，安心して避難していただける環境を整えてまいります。

避難所運営に当たりましては，コロナ禍において，地域の方々への感染を防ぐため，職員が前面に立って避難所運営を行うこととしております。そして，万が一，職員が感染した場合においても，業務継続への影響を最小化するため,チーム制を導入し,ローテーションを組んで対応してまいります。

引き続き，研修会や訓練を定期的に行い，職員に対して，受付や運営に関する留意事項，防護服の着脱方法などを周知し，指針の実効性を高めるとともに，迅速かつ円滑な受入体制を確立してまいります。

②避難所となっている体育館等に冷暖房設備を整備するとともに、すみやかにトイレを洋式化する。

回答№193.【担当課：学校施設課】

学校施設における体育館等は，災害時において避難所としての機能も有していることから，避難者のための適切な温度管理など，良好な環境を確保することも求められております。

しかしながら，体育館に空調設備を設置し，日常的に利用する場合，効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱化や，電気容量の増設，ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくりなど様々な課題がありますので，今後につきましては，茨城県内外の空調設備設置事例を検証するとともに，整備方策等を含めた様々な観点から引き続き，研究を行ってまいります。

また，体育館トイレの洋式化につきましては，長寿命化改良等の大規模な施設改修に併せてトイレの洋式化も図る等，整備を進めてまいります。

③浸水想定区域内の住民の避難先は、当初から高台の避難所を指定する。

回答№194.【担当課：防災・危機管理課】

避難対策につきましては，市民の皆様が災害リスクを過大・過小評価することなく冷静に行動していただけるよう，分かりやすい言葉で広報するとともに，夜間に水位が上昇する場合には明るい時間帯に避難を呼びかけるなど，市民の皆様が慌てることなく避難していただけるよう，早め早めの情報発信を行っているところです。

台風や大雨の際の避難につきましては，移動可能な方は，はじめから高台の避難所に避難していただくこととしております。そして，自動車の運転ができないなど，高台の避難所まで移動が困難な方につきましては，身近にある市民センター等の洪水時一時避難所に早い段階で避難していただき，水位等の状況に応じ，高台の避難所へ搬送することとしております。

令和元年東日本台風の増水時におきましては，浸水想定区域内の避難所での浸水被害はなかったものの，那珂川の水位上昇を想定し，浸水想定区域の一時避難所に避難された方を高台の避難所へ，市の公用車やマイクロバスなどで搬送し，避難者の安全確保に努めたところであります。

さらには，指定避難所のほか，洪水時緊急避難所として，市内で洪水が発生したとき，又は発生する恐れがあるときなどに開設する高台の避難所を確保しているところであり，茨城大学や水戸第一高等学校，ＪＡグループ茨城教育センターなどの９か所の緊急避難所に加え，令和２年度に水戸第二高等学校，茨城大学附属小学校の２か所を新たに指定し，避難場所を増設いたしました。

加えて，令和３年 10 月に市内のバス事業者の皆様と災害協定を締結し，各避難所へのバスの配車を割り振るなど，高台への搬送体制の強化に努めています。

引き続き，市民の皆様が安全で安心していただける避難体制の構築に努めてまいります。

④応急仮設住宅に居住する際は生活必需品、電化製品などを現物支給する。

回答№195.【担当課：防災・危機管理課】

本市といたしましては，電化製品の購入など，生活再建の一助となるよう，国の制度では対象にならない半壊世帯に対しても 25 万円の支援金を支給するとともに，本市独自の災害見舞金について，令和元年東日本台風での被害に際して，全壊の世帯に対して７万円から 10 万円に，半壊世帯に対しては，３万円を５万円に増額し，被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の迅速な生活再建に向けましては，ニーズに応じた支援のあり方について，国や県と連携し対応してまいります。

【6】原子力問題について

1．東海第二原発の試運転は再稼働そのものであり、水戸市議会の再稼働反対の意見書可決、新安全協定に基づき、日本原電がたくらむ今年中の再稼働に市長として明確に反対を表明すること。

回答№196.【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては，全ての市民の安全な避難に向けた実効性のある広域避難計画の策定はもちろんのこと，市民理解が得られない限りは認められないと考えております。引き続き，議会の御意見を踏まえるとともに，「水戸市原子力防災対策会議」における技術的，専門的な御意見や，多くの市民の声を十分考慮しながら，最終的な判断を下してまいります。

2．県は広域避難計画の避難者１人あたりの避難所面積2㎡を3.5～4㎡にみなおす方針だが、避難先自治体が40にのぼる水戸市で避難先のさらなる追加や変更は困難であり、避難所での新型コロナ感染拡大は避けられない。また入院患者や施設入所者の移送手段も圧倒的に不足しており、「実効性ある広域避難計画」の策定は不可能であり、日本原電に廃炉を求めること。

回答№197.【担当課：防災・危機管理課】

本市におきましては，発電所に使用済核燃料が現存するなど，原子力災害のリスクがある以上，市民の皆様の安全で安心できる暮らしを守るためには，実効性のある広域避難計画の策定に取り組み，あらゆる事態に備える必要があると認識しております。

そのため，実効性の確保に向けた各種課題の解消に取り組んでいるところであり，感染症対策につきましても，現在，国や県と連携を図りながら，検討を進めているところです。

東海第二発電所の再稼働につきましては，全ての市民の安全な避難に向けた実効性のある広域避難計画の策定はもちろんのこと，市民理解が得られない限りは認められないと考えております。引き続き，議会の御意見を踏まえるとともに，「水戸市原子力防災対策会議」における技術的，専門的な御意見や，多くの市民の声を十分考慮しながら，最終的な判断を下してまいります。

3．日本原電は多くの施設の図面などを非公表としており、徹底した情報公開を求めること。下請け会社による診断書偽造に関する刑事告発について日本原電に説明を求めること。

回答№198.【担当課：防災・危機管理課】

日本原電においては，工事計画認可申請書をはじめ，新規制基準への適合性や運転期間延長に係る審査資料など，国へ提出した文書をホームページ等で逐次公開をしており，これらの資料につきましては，一部が非公開となっております。

その理由につきましては，所在地域首長懇談会をはじめとする協議の場において，日本原電から説明を受けているところであり，発電所や重要なシステムへの不法な侵入を招く恐れのある情報やテロ行為が可能となる恐れのある情報，とりわけ発電所の図面等については，防犯対策に万全を期すため非公開としているとのことであります。

これらの非公開とされる情報につきましては，私ども自治体に対する協議資料には記載されておりますが，市民の皆様には非公開となりますので，市民目線に立ち，特に厳しく精査してまいります。あわせて，安全対策等の情報は原則公開とすること，また，止むを得ず非公開とする情報についても，図面を簡略化するなど，工夫をしながら丁寧に地域住民へ説明を行うよう，引き続き要請してまいります。

また，発電所の工事請負企業に関する問題につきましては，刑事告発等の状況の把握に努めながら，日本原電の責任の有無等について注視してまいります。

4．原発再稼働に対する水戸市民の大規模な意向調査をすみやかに実施すること。

回答№199.【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては，市民理解が得られない限り，認められないこと，そして，多くの市民の声を十分に考慮して，判断することを本市の基本的な考え方としており，その手法の一つとして，27 万人の市民意向を客観的に捉えることができる相当数，万単位の住民の皆様を対象に，アンケートなど市民意向調査を実施する考えでおります。

この市民意向調査の時期につきましては，ただちに実施するのではなく，その前に，市民の皆様が判断するための材料をしっかりと揃え，提供していくことが重要であると認識しております。具体的には，広域避難計画の策定に着実に取り組み，策定に当たっては，住民説明会等を通して幅広く周知するほか，事前了解権を持つ６自治体で構成する原子力所在地域首長懇談会をはじめ，周辺自治体と連携した安全対策を進めるとともに，日本原電との協議に進捗があれば，その状況について公開してまいります。

これらの取組を着実に進め,「取組の熟度が,市民の皆様に御意見を聞くことのできる水準に達した」と判断した段階で，時期を捉えて，市民意向調査を実施してまいります。

５．福島第一原発からの汚染水の海洋放出に市として反対すること。

回答№200.【担当課：防災・危機管理課】

福島第一原子力発電所の事故に伴う処理水の処分方法につきましては，県内の自治体が連携し,「住民に対する健康への影響はもとより，漁業，観光業をはじめ，茨城県全体の経済に対する風評被害が再び発生する懸念がある」との共通した認識のもと，令和２年９月に，県市長会と県町村会の連名により，国に対し,「処理水の処分方法の決定に当たっては，地域住民や漁業関係者等に丁寧な説明と意見聴取を行うこと」,「処理水の処分に当たっては，健康への懸念を払しょくするように努めるとともに，新たな風評被害を発生させない方法をとること」について，要望したところであります。

本市におきましては，引き続き，国の動向を注視するとともに，県内自治体と緊密に連携を図りながら，この問題に取り組んでまいります。

６．事故や不祥事が相次ぐ日本原子力研究開発機構の旧動燃時代から続くずさんな管理体制と使用済み核燃料の保管について厳しく改善を求める。高速実験炉「常陽」の再稼働中止を求める。

回答№201.【担当課：防災・危機管理課】

平成 29 年６月６日に「大洗研究開発センター燃料研究棟」で発生した事故は，作業員が内部被ばくを受けるという重大な結果を招き，本市におきましては，事故の原因究明と再発防止策の徹底，市民への丁寧な説明等を求める緊急要請を行いました。

また，平成 31 年１月 30 日に発生した核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい事故や，令和元年９月９日に発生した大洗研究所における二次冷却系統冷却塔の倒壊についても，茨城県と水戸市を含む近隣自治体で連携し，立ち入り調査及び再発防止等の要請を行いました。

度重なる事故の発生は，大変遺憾であり，原子力に関する事故は，あってはならないものと考えております。今後におきましても，安全管理の徹底を事業者に求めるとともに，立ち入り調査等を通じて，施設の安全性の確認，監視を徹底してまいります。

高速実験炉「常陽」につきましては，施設の安全性はもとより，施設の研究目的や必要性について，今後本格的にはじまる国の安全審査を通して，しっかりと注視してまいります。

【7】新市民会館建設の中止・見直し

1．水戸地裁において、違法な税金支出の差し止めと返還をもとめる住民訴訟が行われており、係争中の工事強行をやめること。

回答№202.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館の整備につきましては，芸術文化の振興や中心市街地のにぎわい，交流を創出するとともに，市民にとっての心の豊かさや優良な都市空間の構築を実現するものであり，本市の将来にわたるまちづくりに極めて重要な事業であります。

本事業につきましては，市議会特別委員会で御承認をいただいた計画に基づき，令和２年４月に本体工事が始まり，着実に前進しているものであり，引き続き，事業の施行者である泉町１丁目北地区市街地再開発組合と連携を図りながら，事業の推進に向けて全力で取り組んでまいります。

新市民会館として市が使用する予定の施設建築物は，泉町１丁目北地区市街地再開発組合が施行する泉町１丁目北地区市街地再開発事業において建築されるものであり，同事業の工事を中止する権限は，本市にはありません。

2．総事業費約360億円(市民会館建設３12億円、備品・設計 10億円、駐車場建設 18億円、周辺道路 13億円、上空通路５億 4000 万円)に膨らんだ税金ムダづかいであり現計画は中止する。

回答№203.【担当課：泉町周辺地区開発事務所】

泉町１丁目北地区における新市民会館の整備は，多くの交流や市民活動の拠点として，中心市街地の活性化に寄与するものであり，これまで議会特別委員会の御理解を得ながら着実に進めてきたものであります。今後も，特別委員会及び市民の皆様へ丁寧に説明するとともに，市街地再開発組合と連携しながら事業を推進してまいります。

3．京成百貨店と新市民会館をつなぐ上空通路計画（5 億4000万円）、芸術館東側駐車場（16億円）の建設を中止する。

回答№204.【担当課：建設計画課，泉町周辺地区開発事務所】

この上空通路につきましては，泉町周辺地区における南北が一体となった将来構想をもとに，国道50 号の管理者である国をはじめ，県・市が連携して継続的な協議を進めてきた結果，国が歩行者の安全確保の観点から，直轄事業として進めることとなったものであります。

この上空通路の整備により，施設建築物同士が繋がり，新たな歩行者動線として利用者の更なる安全性・利便性の向上が図られ，かつ南北施設の一体化や周辺施設の活性化にも大きく寄与するものであることから,事業化を決定し,新市民会館の開館までの整備完了を目指しているところであります。（建設計画課）

水戸芸術館東地区駐車場につきましては，用地買収及び実施設計が完了し，現在，建設工事に着工したところであり，引き続き，議会特別委員会，市民の皆様の御理解，御協力を得ながら完成に向けて事業を推進してまいります。（泉町周辺地区開発事務所）

4．新市民会館建設を早急に見直すこと

① 新型コロナ感染症の影響下で過大なホール施設は水戸市に必要ない。工事強行をやめ、規模・配置を含め根本的な見直しをすること。

回答№205.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館につきましては，著名なアーティストのコンサート，演劇，ミュージカル等幅広い公演をはじめ，吹奏楽や合唱コンクールなど，市民の芸術文化や創作活動の発表会，さらには講演会，式典，全国規模の集客イベントなど，様々な事業を開催できる施設を目指しております。このことから，幅広い用途に利用でき，利用者の要望に即した事業が展開できる施設として，2,000 席の大ホールや 482 席の中ホール等を整備することとしております。なお，大ホールにつきましては，１階席のみの利用や１階席と２階席の利用ができるようにするなど利用者のニーズに合わせた使い方ができるものであります。

② ㈱コンベンションリンケージへの指定管理者制度は導入しない。指定管理料（年 3 億 2000 万円、6 年で 17 億3630万円）の支出は行わない。市直営で市民や芸術の専門家を交えて市民に開かれた運営とする。利用料金等は市民利用枠を設け、市民に還元される施設とする。

回答№206.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館の運営につきましては，興行主催者等との多彩なネットワークを活用し，積極的に営業活動をすることにより，市民に向けて，より多くの鑑賞機会を提供するとともに，専門性の高い技術・技能により，多様な市民活動を支援することができるなど，市民サービスの向上が見込まれ，経費の縮減にも積極的に取り組めることから，指定管理者制度を導入することとし，平成 28 年 11 月８日開催の水戸市議会特別委員会において了承いただいております。

また，令和３年第１回水戸市議会定例会において条例を，同年第４回水戸市議会定例会において指定管理者の指定を，それぞれ議決いただいております。

③ 設計費、建設費、維持管理運営費等の積算根拠を示し市民参加で議論すること。維持改修、大規模改修計画等、将来に渡っての財政負担および財政計画を示すこと。

回答№207.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館の整備事業費につきましては，「水戸市新たな市民会館整備基本計画」において概算費用を示しております。また，事業の概要や進捗状況につきまして，「広報みと」や本市ホームページに情報を掲載し，市民への周知に努めております。

新市民会館の運営費等につきましては，令和３年１月 29 日の水戸市議会特別委員会において示したところです。

新市民会館の整備につきましては，これまでも文化活動団体や経済団体などの各種団体との意見交換会をはじめ，市民アンケート，市民ワークショップ等を実施するなど，市民の多様な意見を反映し，議会で十分な御審議をいただきながら，事業を進めております。

④ 来館者動線、周辺の交通渋滞等、施設利用時の混乱に対する解決策および設計を示すこと。

回答№208.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館に係る交通対策については，周辺道路の整備をはじめ，公共交通や自転車の利用促進など，関係部署において連携を図りながら，にぎわいの創出や交流人口の増加によるまちの活性化と魅力あふれるまちの実現を目指してまいります。

⑤ 市有地に当初計画通り 60 億円程度で、使いやすい中規模ホールと市民が活用できる会議室、練習室等を備えた市民のための市民会館とし早急に建設すること。

回答№209.【担当課：新市民会館整備課】

新市民会館につきましては，著名なアーティストのコンサート，演劇，ミュージカル等幅広い公演をはじめ，吹奏楽や合唱コンクールなど，市民の芸術文化や創作活動の発表会，さらには講演会，式典，全国規模の集客イベントなど，様々な事業を開催できる施設を目指しております。このことから，幅広い用途に利用でき，利用者の要望に即した事業が展開できる施設として，2,000 席の大ホールや 482 席の中ホール等を整備することとしております。

⑥ 県施設と将来的に共存共栄できるすみわけの議論を深め県都の文化向上に資する会館とすること。

回答№210.【担当課：新市民会館整備課】

本県には 800 席から 1,000 席を若干上回る規模のホールは多くあるものの，県民文化センターを含めて，2,000 席規模の大ホールはなかったため，全国規模の集客イベント，著名なアーティストの公演，各種団体の関東大会や全国規模の総会等が誘致できないという声が上がっておりました。

また，経済団体等からも，県都として 2,000 人以上を収容できる施設の整備を強く求められていたため，市民の芸術文化活動の拠点として，また，新たな交流や活力，にぎわいが創出されるコンベンションの拠点として，2,000 席の大ホールを備えた新市民会館を整備するものです。

今後とも，茨城県をはじめ，関係団体と積極的にコミュニケーションを取りながら，新市民会館の整備を進めるとともに，開館後の運営を見据えて事業を進めていきます。

5．泉町 1 丁目予定地は、適正な事業費で中心市街地に潤いともたらしまちなか活性化につながる緑の広場、市民も観光客も利用できる公共施設とする。

回答№211.【担当課：泉町周辺地区開発事務所】

新市民会館は，市民が自ら芸術文化を育み，主体的に市民活動を展開する拠点であり，また，隣接する水戸芸術館や京成百貨店と連携することで，より一層，人の交流と賑わいを創出し，中心市街地の活性化に寄与する極めて重要な施設であると考えております。

これまで議会特別委員会における御審議を踏まえながら，新市民会館の早期整備を期待する市民の声に応えるため，泉町１丁目北地区市街地再開発事業を進めてきたものであり，引き続き，特別委員会及び市民の皆様の御理解を得ながら事業を推進してまいります。

【8】地域要求

1．　国道６号の酒門交差点（Ks デンキ本店前）および酒門６差路の早期の立体交差化を実現する。

回答№212.【担当課：建設計画課】

酒門町交差点の立体化は，国道６号及び国道 50 号の重要物流道路や緊急輸送道路としての機能強化はもちろん，通学児童を含む周辺住民の交通安全対策に大きく寄与することが期待されることから，これまで高橋市長が国土交通大臣をはじめ関係省庁へ早期事業化の要望をしたところであり，国にも立体化の必要性を充分認識いただき，今年度事業化され，調査検討が進められております。

今後とも，当該事業の早期整備について，国へ要請してまいります。

また，酒門６差路の立体化につきましては，今後の交通量の変化等に注視し，道路管理者である国や県と継続的に協議をしてまいります。

2．　茨大前交差点は、大雨の際に冠水し危険な状態となる。改善をもとめること。

回答№213.【担当課：下水道管理課，建設計画課】

茨大前交差点につきましては，令和４年度から設計委託を行い，冠水解消を目指すとともに，国道 123 号を管理する茨城県と連携し，既存排水施設の定期的な清掃及び局所的な改修等により流下機能の改善を図り，早期の冠水被害軽減に努めてまいります。（下水道管理課）

道路パトロールなどにおいて，既設の側溝や排水施設の土砂等の堆積状況を確認の上，適切な維持管理を行い，浸水被害の軽減に努めてまいります。（建設計画課）

3．　双葉台１丁目交差点から大塚方面へ向かう道路の狭い部分の拡幅をすすめること。

回答№214.【担当課：道路建設課】

当該道路は，水戸済生会総合病院や県立こども病院の医療施設や双葉台小・中学校の教育機関を擁する双葉台団地内を通る，河和田・開江線（幹線市道 27 号線）から国道 50 号バイパスを結ぶ道路です。そのうち，堀・加倉井線（幹線市道 38 号線）から国道 50 号バイパスまでの箇所につきましては，平成５年度から路線測量・用地測量・詳細設計・用地取得をおこない，平成 13 年度から工事を開始して，一部を除いて平成 25 年度に完成しています。

その一部の狭隘箇所においては，関係地権者と交渉を重ねておりますが，協力が得られておりません。

今後も引続き関係地権者に協力をお願いするとともに，関係部署と連携を図りながら進めてまいります。

4．赤塚駅南口駐輪場の屋根が小さいため、雨天時に高校生など利用者が雨具を着る際びしょ濡れになってしまうため屋根を増設すること。

回答№215.【担当課：生活安全課】

赤塚駅南口自転車等駐車場につきましては，屋外の施設であり，自転車を駐車するスペースを屋根で覆う形となっていますが，雨天時には，風の影響により雨が吹き込んでしまいます。

雨対策のサービスとしましては，タオルの貸し出しやビニールカッパの提供等を行っておりますが，今後，大規模修繕を行う際には，屋根の増設等についても検討し，利用者のさらなる利便性の向上に努めてまいります。

5．茨城大学周辺は一人暮らしの学生や高齢者のみの世帯、空き家が増加し防犯上不安の声が多い。堀原・渡里地区への交番設置を県に求める。

回答№216.【担当課：生活安全課】

旧渡里駐在所につきましては，茨城県警察本部が策定した「警察施設再編整備計画」に基づき，平成 21 年４月に末広町交番と統合したところです。

堀町・渡里地区への交番設置につきましては，平成 30 年６月に水戸警察署に要望しており，引き続き，市民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

6．国田義務教育学校周辺の県道の歩道整備が遅れており、通学路は周辺の見通しが悪いため、県道の早期整備を重ねて要請する。

回答№217.【担当課：建設計画課】

当該路線の歩道未整備区間について，一部で用地の確保が難航しており，茨城県において用地の御協力をいただけるよう，継続的に交渉を進めております。

本市といたしましても，早期に通学児童生徒の安全が確保されるよう，県に対し，引き続き早期整備の要望をしてまいります。

7．内原地域の深刻な悪臭被害についてすみやかに悪臭発生を防止させること。

回答№218.【担当課：環境保全課】

内原地域の悪臭につきましては，発生源の廃棄物処理施設の事業者に対して悪臭防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査を実施し，悪臭発生の改善や廃棄物処理施設の適正な維持管理等について継続的に指導を行っているところでございます。

引き続き，悪臭問題を解決するため，当該事業者に対して法令に基づく指導を継続してまいります。

8．　幹線市道 25 号線（国道 50 号から野田原団地入口まで）は歩道がなく狭いが交通量が多い。通学路であり病院や施設の利用者も多く危険なため早急に改善する。五中から国道 123 号線にむかう歩道はガードレールの内側が狭く人がすれ違えないため歩道を拡張する。

回答№219.【担当課：建設計画課】

当該路線の道路拡幅につきましては，全線において，道路の沿線に数多くの住宅や店舗等が建ち並んでいることから，建物等の移設が必要となり，早期の対応は困難な状況となっております。

しかしながら，当該路線における通学生徒をはじめとした歩行者の安全確保は重要であることから，通学時間帯などに非常に多くの通学生徒が集中する，水戸市立第五中学校北側の交差点から都市計画道路 3・5・19 号西原町堀町線までの約 130m区間について，安全確保や利便性の向上を図るため，令和２年度より歩道拡幅事業として位置付け，測量業務を実施したところであり，現在は関係権利者との協議を進めているところです。

あわせて，残る歩道が未整備の区間につきましても，今年度にドライバーに注意を促すスピード抑制効果のある路面表示を設置したところです。

今後は，通学児童生徒や自動車交通に注視し，必要に応じて安全対策を検討してまいります。

9．　済生会病院前の交差点で、朝の通勤時間に起きる深刻な渋滞の改善策を講じること。

回答№220.【担当課：建設計画課，保健総務課】

信号機のある交差点は，将来見込まれる通過交通量をもとに交通解析を行い，警察との綿密な協議を経て整備しており，済生会病院前の交差点につきましても，同様の検討・検証を経て整備されたものであります。

今後は，交通渋滞の状況把握に努め，通過交通量の増加が起因する交差点の渋滞緩和対策について，必要に応じて警察との信号現示の変更に関する協議等の実施を検討してまいります。（建設計画課）

保健総務課が所管する医療法につきましては，医療提供体制の確保を主目的とし，医療施設の人的構成，構造設備，管理体制等に関しての規制を行うものです。敷地外における渋滞緩和に関しては，当該法令の規制が及ばない事案となりますが，来院者の移動をスムーズに行うことは，患者の安全性や利便性向上に寄与すると考えられることから，病院側と問題共有をしてまいります。（保健総務課）

10．新原１丁目の沢渡川に沿った住宅地および道路の雨水排水の改善と、堀川の流下を促進し悪臭発生を防ぐ対策を講じること。

回答№221.【担当課：河川都市排水課】

このことにつきましては，今後，関係者と協議しながら対応してまいります。

11. 堀十文字バス停など、県道真端水戸線沿いに街灯がなく危険なため、県に対し街路灯の設置、バス会社に対しバス停に電燈をつける等、安全対策の要望をすること。

回答№222.【担当課：交通政策課，建設計画課】

堀十文字近くのバス停は１日往復８本の運行で，最終便が 18 時 30 分となっております。したがいまして，照明を設置しても，バス利用者に対する費用対効果が非常に低いため，バス会社に対して要望することは難しいものと考えます。（交通政策課）

道路に関する照明は，大きく道路照明灯と防犯灯の２種類があります。道路管理者の設置する道路照明灯は，通行車両や歩行者等の交通上の安全性向上のため，交差点やカーブで見通しの悪い区間等の交通危険箇所に，日暮れや夜間における視認性の向上を目的に設置するものです。

当該路線の堀十文字バス停東側の交差点には４基の道路照明灯，ローズヴィラ水戸バス停西側のカーブ付近の交差点等にも複数の道路照明灯が設置されており，必要な交通安全対策は図られておりますことから，地元からの貴重な御意見として茨城県と情報共有してまいります。（建設計画課）

12. 上下2車線の都市計画道路の横断歩道などで、信号が変わるまでに高齢者などが渡りきれないことがあり、青信号の時間の検証と見直しを警察にもとめること。

回答№223.【担当課：生活安全課】

信号機の時間調整など交通規制に関することにつきましては，警察の所管となっており，十分な横断時間の確保は，歩行者の安全な通行のために重要であることから，窓口である水戸警察署に対し要望してまいります。

13. 赤塚北口駐輪場のトイレを洋式化する。

回答№224.【担当課：生活安全課】

高齢化の進展，生活様式の変化などにより，和便器を使用したことのない人や使用をためらう人が増えてきており，各家庭や商業施設などのトイレが洋式化されている中，赤塚駅北口自転車等駐車場につきましては，男性，女性用トイレともに和式トイレとなっております。

洋式の便器は，衛生的であり，お年寄りなどには，身体的な負担も減る等のメリットがあることから，今後，トイレ便器の洋式化について，施設の大規模修繕を行う際に改修を進めてまいりたいと考えております。

14. 渡里小学校前のタイヤ山積みと騒音問題および通学路の安全策について早期に改善すること。

回答№225.【担当課：生活安全課】

渡里地区における，タイヤの山積みや作業に伴う騒音，関係者のトラックの出入りによる危険性などにつきましては，関係各課が合同で，当該場所の確認を行うとともに，事業者との面談を行いました。

その結果，法令等の違反に該当する事案は確認できませんでしたが，地域の皆様から不安が寄せられていることにつきましては，事業者へお伝えしたところであります。

15. 柵町の「ごみ屋敷」のゴミの撤去など一刻も早く解決する。

回答№226.【担当課：ごみ減量課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では，所有者はその土地建物を清潔に保つよう努めなければならないとの規定があることから，本案件については，これまで長年にわたり家主の方との面談や，電話，文書などにより堆積物の撤去をお願いしてきたところであります。本年２月には家主の方と面談し，３月末までに自宅敷地内の堆積物を片付けるとの約束を口頭で交わしたところであり，状況を注視しているところでございます。

堆積物の撤去に当たっては，必要な助言・指導を行い，今後とも，庁内関係各課と連携共有しながら，生活環境の改善に努めてまいります。

16. 水戸一中の前の道路の安全対策をすすめること。

回答№227.【担当課：道路管理課】

当該路線につきましては,道路幅員が狭く,速度を超過して走行する車両が見受けられることから,通学児童等への安全対策として，車両通行に対し減速を促す「イメージハンプ」の設置を令和３年度に実施しました。

今後とも，歩行者等の安全確保に向けて，適正な維持管理に努めてまいります。

17. 田谷町の市道国田111号線の側溝を整備する。

回答№228.【担当課：建設計画課】

国田 111 号線は，水戸市地域防砂計画において市民センターなどの避難所をはじめ，消防施設や給水施設等の重要な施設への確実なアクセスを確保するための道路である災害時主要道路に位置付けられていることから，茨城県企業局県央水道事務所側の国田５号線から国田配水場までの区間を幅員 5.0m に拡幅する計画であり，現在，地元町内会及び関係権利者の方々と整備に向けた協議を行っているところです。

18. 見川小学校、見川中学校の通学路の安全対策

よし歯科前（見川 3 丁目）の市道見川 1 号線の道路幅が狭く、交通量が多い。危険なため狭い箇所の道路拡幅をおこなう。当面の対策としてポール設置、歩道拡幅をおこなう。

回答№229.【担当課：建設計画課】

歩道等を整備するためには新たな道路用地を取得する必要があり，御要望の道路の沿線には住宅等が立ち並び日々の生活が営まれていることから，これらの関係権利者の方々の合意形成を図るためには多くの課題があるため，早急な整備は困難であります。

しかし，通学児童の安全確保は重要な事項であることから，これまでに歩行者の通行スペースを明示しドライバーへの注意喚起を促すための路肩のカラー化を実施したところです。

今後とも，当該路線の道路利用状況を注視し，必要に応じて，現況の道路に対して可能な対策を検討してまいります。

19. 酒門小学校の通学路の改善

①元石川町乗越沢緑地（公園）北側にある横断歩道が消えているため、塗り直す。

回答№230.【担当課：生活安全課】

交通規制を伴う横断歩道の設置や補修につきましては，警察の所管となっており，設置，補修の決定や工事などを警察が行うこととなります。

当該横断歩道につきましては，現地調査を実施したうえで，窓口である水戸警察署に対し，補修をしていただくよう要望してまいります。

②県道中石崎水戸線との T 字路（元石川町 194-2 エバタエ機前）の交差点に信号機を設置し、児童が安全に横断できるよう改善する。

回答№231.【担当課：生活安全課】

交通規制を伴う信号機の設置につきましては，警察の所管事項となりますので，当該交差点の現地調査等を行い，実態を把握したうえで，窓口である水戸警察署に対し要望してまいります。

【9】国への要望

1. 気候危機を打開するため、エネルギー消費量を大幅に減らし、2030年までに石炭火力発電所・原子力発電所を段階的に廃止すること、再生可能エネルギーを飛躍的に拡大し2050年までに100%を目指すなど、温室効果ガスの排出削減目標の大幅な引上げと対策強化を求める。

回答№232.【担当課：環境保全課】

本市では，地球温暖化防止の観点から，化石燃料に代わる，太陽光をはじめとする再生可能エネルギーへの転換を促進しており，個人用住宅に太陽光発電設備を設置する際の補助や，市の公共施設への太陽光発電設備の設置を進めております。

また，バイオマス発電事業として，下水処理施設における消化ガス発電や，清掃工場におけるごみの焼却熱を利用した発電を実施しております。

今後とも，再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。

2. デジタル化を口実に莫大な国費を投入し IT ゼネコンとの癒着や行政サービスの低下を招くデジタル改革を行わない。国民監視や社会保障の後退につながるマイナンバー制度、企業の儲けのためのビッグデータの民間活用など、国民の人権と尊厳を置き去りにした拙速なデジタル化政策の見直しをもとめる。

回答№233.【担当課：情報政策課】

国は，令和２年 12 月に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し，デジタル技術やデータを活用して，新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進することとしております。

本市におきましても，市民の利便性を高め，負担を軽減するといった行政サービスの向上を図るため，行政手続のオンライン化や，デジタル技術を活用した行政事務の効率化などの取組を行っているところです。

社会のデジタル化が急速に進む中において，今後更に，デジタル弱者対策を充実させるとともに，「誰一人取り残さない，人に優しいデジタル化」を実現するための施策を推進してまいります。

3．消費税は緊急に5%に引き下げるよう求める。

回答№234.【担当課：市民税課】

少子高齢化の進行等に伴い，社会保障費の増加が避けられない中で，世代間の公平性の確保，社会保障の充実・安定化と財政健全化を図るため，消費税率 10%は必要であると考えております。

国におきましては，低所得者への配慮として軽減税率制度が導入されており，本市におきましても，子ども医療福祉費の所得制限の撤廃など，独自の施策を進めております。

4．非核平和都市の宣言市として、核兵器禁止条約の批准を求める。

回答№235.【担当課：文化交流課】

核兵器禁止条約への参加につきましては，国の専権事項であることから，本市も加盟している平和首長会議（会長 広島市長）におきまして，核保有国やその同盟国を含む全ての国々が早期に条約締結するよう，国連や各国政府に要請しており，令和３年 11 月にも，内閣総理大臣宛，日本政府に再度要請したところです。

核兵器廃絶平和都市を宣言している本市といたしましては，世界で唯一核兵器による被害を受けた戦争被爆国の国民として，核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次代に伝えていくことは，重要な使命であると認識しております。

今後とも，平和首長会議の加盟自治体等との連携を図りながら，核兵器のない，戦争のない平和な世界の実現に向けて取り組んでまいります。

5．敵基地攻撃能力保有の議論は、憲法上許されない。自衛隊員や国民の生命を脅かす日米軍事訓練や攻撃的兵器の保有をやめ、憲法９条を堅持、遵守することをもとめる。

回答№236.【担当課：担当なし】

6．アメリカに依存した安全保障政策を改めるとともに、大量の武器購入の中止、武器輸出・生産など軍需産業と一体の防衛予算の増大をやめるよう求める。

回答№237.【担当課：担当なし】

7．　沖縄の民意を踏みにじる辺野古新基地建設中止を求める。

回答№238.【担当課：担当なし】

8．　在日米軍に異常な特権を与えている日米地位協定の全面的な見直しを求める。思いやり予算の大幅増額を認めず、廃止を求める。

回答№239.【担当課：担当なし】

9．　種子法廃止の撤回を求める。台頭する遺伝子組み換え企業の市場独占から、食糧主権を守り、日本の種子を保全し維持することを求める。

回答№240.【担当課：農政課】

茨城県におきましては,「茨城県主要農作物等種子条例」が令和２年４月１日から施行され，種子法廃止後も，引き続き，関係機関と連携してこれまで同様に種子の生産及び供給に取り組むとされております。

本市といたしましては，引き続き，茨城県との連携のもと，安定した農業経営を目指してまいります。

10．マイナンバー制度を廃止すること。

回答№241.【担当課：情報政策課】

マイナンバー制度は，行政の効率化，国民の利便性の向上，公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるもので，関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

また，マイナンバーは，法律において規定された事務でのみ利用することが認められており，国及び茨城県が整備したネットワークを通じて,行政機関の間で限られた情報のみ連携を行っております。

セキュリティ対策につきましては，国において充分な措置が講じられており，引き続き，国及び茨城県と連携を図るとともに，本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し，情報漏洩の無いよう万全を期すとともに，マイナンバー制度の意義や内容の周知に努めてまいります。

11．TPP11 から撤退し、日米貿易協定では米国と対等な立場で、国益および主権を損なわない、健全で平等な通商交渉を求める。

回答№242.【担当課：農政課】

国家間の経済連携につきましては，今後の動向を注視し，関係機関等と連携し，対応を検討してまいります。

12. 賭博を合法化し、ギャンブル依存症を増やし社会を悪化させるカジノ解禁推進法（IR 整備推進法）を廃止し、カジノ施設設置に反対する。

回答№243.【担当課：担当なし】

13. 年金を際限なく減らす年金カット法を廃止する。

回答№244.【担当課：国保年金課】

公的年金制度は，国民生活の基盤として極めて重要な制度であります。

今後とも，国により，持続可能な社会保障制度の推進が図られるよう，関係機関と連携しながら，国民年金制度の意義や内容の周知に努めてまいります。

14. 最低賃金を時給 1500 円以上とすることを国に求める。

回答№245.【担当課：商工課】

国におきましては，「働き方改革実行計画」により，最低賃金の全国加重平均が 1,000 円になることを目指し，助成制度や相談窓口を設け，賃金引上げにつながる中小企業の生産性向上の支援に取り組んでおります。

本市といたしましても，国の取組や事業者の状況等を踏まえながら，市内企業の支援に取り組んでまいります。

15. 解雇自由化の限定社員制度残業代ゼロなど労働法制の改悪に反対し、解雇規制法の制定を求める。

回答№246.【担当課：商工課】

国におきましては，一億総活躍社会の実現に向けて，働き方改革関連法により，長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得義務化などの取組が進められております。

本市におきましても，雇用環境の改善にもつながるワーク・ライフ・バランスの促進に向け，セミナーを開催するなど，経済団体をはじめとした関係機関との連携により，働き方に関する意識啓発，雇用の質の向上に取り組んでまいります。

16. 国会審議における閣僚や官僚の虚偽答弁や答弁拒否、公文書のかいざん、統計データ書き換えなどを行わないこと、公的機関の議事録を残し公開することをもとめる。

回答№247.【担当課：担当なし】

17. 憲法が保障するプライバシー権や財産権など基本的人権を侵害する土地利用規制法の廃止を求める。

回答№248.【担当課：担当なし】

18. えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審請求手続における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を含む再審法の改正を早急に行うことをもとめる。

回答№249.【担当課：福祉総務課】

えん罪とは「無実であるのに犯罪者として扱われてしまうこと」であり，憲法が保障する自由や名誉といった基本的人権を脅かす，重大な人権侵害にあたると認識しております。えん罪被害者を生み出さないためには，この問題についての関心と理解を深め，偏見や差別を解消していくことが重要であると考えます。

国においては，2016 年に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され，「取り調べの可視化」や「証拠開示制度の拡充」などの改正が行われました。しかし，えん罪の発生を防ぐためには，司法制度や社会における課題解消に向けて，今後も継続して検討していく必要があると考えます。

憲法に定められた基本的人権を保障する上で，えん罪被害者を救済するための再審法の改正につきましては，国が責任を持って行うべきと考えますが，本市といたしましても，国の動向を注視するとともに，関係機関と連携し，人権教育・啓発に関する各種施策を実施するほか，特設無料人権相談所の開設等，人権擁護の取組を行うことで，市民一人一人の人権意識の醸成を図り，人権を尊重する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上